
魚津市総合計画

【序論・基本構想案】

魚 津 市

目 次

序 論

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 3 |
| 1. 総合計画策定の趣旨 | 3 |
| 2. 総合計画の位置づけ | 3 |
| 3. 総合計画の構成と実行期間 | 4 |
| 第2章 魚津市を取り巻く動向 | 6 |
| 1. 魚津市を取り巻く社会状況 | 6 |
| 2. 魚津市の概要 | 9 |
| 3. 市民意識の動向 | 19 |
| 第3章 魚津市の主要課題 | 28 |

基本構想

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 魚津市の将来都市像 | 36 |
| 第2章 将来人口 | 37 |
| 1. 定住人口 | 37 |
| 2. 関係人口 | 39 |
| 第3章 分野横断的な視点 | 40 |
| 第4章 まちづくり目標 | 41 |
| 第5章 政策 | 42 |
| 第6章 目標を達成するための施策体系 | 46 |
| 第7章 土地利用の方針 | 48 |
| 1. 基本的な考え方 | 48 |
| 2. ゾーン区分別の土地利用の方針 | 48 |
| 第8章 総合計画とSDGsの関係性 | 52 |
| 第9章 総合計画と総合戦略の関係性 | 54 |

序 論

第1章 計画策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

魚津市（以下「本市」とする。）では、令和2年度を目標年度とした「第4次魚津市総合計画」のもと、「心躍る うるおいの舞台 魚津 笑顔で絆（きずな）つなぐまち」の実現に向けて、ふるさとを活かし、誰もが主役となることを目指し、まちづくりに取り組んできました。

この間、我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴う人口減少や地球規模の環境問題、地震や台風などによる大規模自然災害の発生、経済活動のグローバル化、高度情報化の進展などにより、社会経済情勢は大きく変化し、その一方で北陸新幹線の開業、産業構造の変化等、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化・高度化する地域課題に迅速適切に対応していくことが求められています。

そうした中で、国においては、人口減少や東京一極集中が地域経済の縮小をもたらし、様々な社会基盤の維持を困難にするとして、「地方創生」を掲げ、人口減少と少子高齢化等の課題を克服し、持続可能な地域づくりを目指すよう、全国の地方自治体に対して、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。

これを受けて本市においても、平成27年10月に「魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」を策定し、国が進める地方創生戦略に対応した人口減少対策に全庁的な組織体制で取り組んできたところです。

こうした中、これまでの成果を発展させ、市内外の動向に的確に対応するとともに、行政・市民・地域・団体・企業が一体となって、より良い魚津市を築き、将来の世代に引き継いでいくため、新たな時代の持続可能なまちづくりの方向性を明らかにすることを目的に、これから10年間の新たなまちづくりの指針として「第5次魚津市総合計画」（以下「本計画」とする。）を策定します。

2. 総合計画の位置づけ

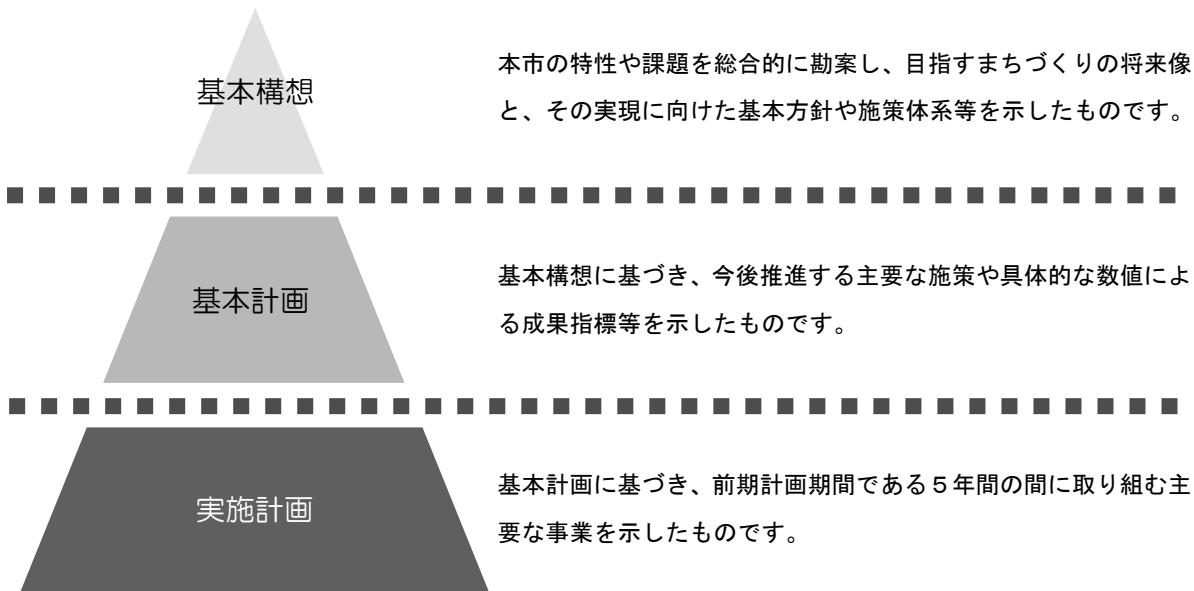
平成23年の地方自治法の一部改正により、基本構想の策定を義務づけていた規定は廃止されました。同年に制定した魚津市自治基本条例において、引き続き策定を義務付け、策定にあたっては市民の参画を得るものとしています。今後も総合計画は、本市の中長期的な展望を持ったまちづくりの基本的な考え方や方向性を定めることで、市民と行政が協働で取り組む目標を定め、その目標実現のための指針とします。また、個別の行政分野に関する計画が整合を図るべき、本市の最上位計画として位置づけ、各種計画の策定及び改定においては、本計画の内容を遵守するとともに、既存の計画については必要に応じて見直すものとします。

3. 総合計画の構成と実行期間

1 総合計画の構成

（1）総合計画全体の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成し、それぞれの構成は、次のとおりです。



(2) 総合計画と総合戦略の一体的策定（基本構想第9章「総合計画と総合戦略の関係性」54頁参照）

「魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第1期戦略」とする。)は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定したもので、第4次魚津市総合計画の将来都市像「心躍る うるおいの舞台 魚津 笑顔で絆(きずな)つなぐまち」の実現に向けて、長期的な視点に立ち、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけたものです。第2期戦略の策定にあたっては、本計画と一体的計画とするため、第1期戦略の計画期間を1年延長し、令和2年度までを計画期間としました。本計画では、本市が抱える課題に柔軟かつ適切に対応していくため、「第2期魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含した一体的な計画として策定します。

2 総合計画の実施期間

本計画における計画期間は、次のとおりです。

| 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 | 令和6 年度 | 令和7 年度 | 令和8 年度 | 令和9 年度 | 令和10 年度 | 令和11 年度 | 令和12 年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| | | | | | | | | | |
| 基 本 構 想 | | | | | | | | | |
| 基本計画（前期） | | | | | 基本計画（後期） | | | | |
| 総合戦略 | | | | | 総合戦略 | | | | |
| | | | | | | | | | |

第2章 魚津市を取り巻く動向

1. 魚津市を取り巻く社会状況

1 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成20年をピークに減少局面に入っています。一方で、65歳以上の老人人口は、増加を続け、少子高齢化が進行していく見込みとなっています。この状況が進行していくことで、地域の過疎化や地域コミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増加など暮らしや社会の様々な面において、大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このため、移住・定住の促進や結婚・出産・子育てを行いやすい環境づくり、高齢者が社会で活躍できる環境づくりなど、人口減少と少子高齢化が進む中でも、誰もが安心して住みやすく、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

2 地域課題の多様化

我が国では、未婚化、少子化等の影響による単独世帯の増加や、産業構造・就業構造の変化などにより、保育や介護ニーズの増大、生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の増加などが進んでいます。また、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域におけるつながりが希薄化し、支え合いを含めた地域力の低下が社会的な問題となっています。

地方都市でも同様のことが懸念されており、今後更に多様化・複雑化が見込まれる地域課題に対応していくためには、住民や町内会・自治会などの地縁組織、地域づくり団体など、様々な主体がまちづくりの担い手として、行政と協働することが必要であり、地域が一体となったまちづくりを進めていくことが求められています。

3 安全と安心の確保

近年、我が国では、大規模地震や集中豪雨などによる自然災害が多く発生しており、全国各地に大きな被害をもたらしています。今後も、こうした大規模自然災害の発生が懸念されています。また、子どもや高齢者を狙った犯罪や、悪質運転による交通事故などの事件・事故が発生しており、人々の安全や安心に対する意識は高まっています。

このため、地域での見守りや助け合いなど、相互扶助の仕組みを維持・強化し、犯罪や事故等の未然防止、災害による被害を最小限とするための防災・減災対策に行政と地域が連携して取り組んでいくことが求められています。また、様々な災害等の危険性を考慮した行政機能の強化に努めるとともに、近隣自治体や県外の自治体との相互連携の取組を強化していくことも求められています。

4 経済環境の変化

近年、我が国は情報化の発展や経済のグローバル化、ボーダーレス化が更に進展し、第1次産業においても、海外からの安価な輸入品との価格競争を強いられている農作物や魚介類などの食料品もあり、世界的な競争にさらされ地域経済の疲弊がみられます。また、物流や通信が劇的に変わっていく中で、消費行動も多様化し、時間や場所などの物理的な制約がなくなってきています。

今後は、企業誘致や付加価値の高い特産品の創出、6次産業化による地域ブランドの確立など、社会経済環境の変化に対応できる産業構造を確立し、地域に雇用の場を生み出し、地域の活性化につなげていくことが求められています。

5 環境と省エネルギーへの配慮

温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や森林の減少などにより、異常気象の増加や生物多様性の喪失といった、様々な環境問題が地球規模で深刻化しています。我が国も、国際社会の一員として、地球環境の保全に向けた具体的な取組が強く求められています。

こうした中、各自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた再生可能エネルギーの導入などの、環境施策の展開が重要となっています。

また、豊かな自然環境は、将来に引き継いでいかなくてはならない大切な財産であり、適切な保全を考慮しながら活用していくことが求められます。このため、環境問題に対する一人ひとりの意識を高め、住民等との協働のもとに環境保全を総合的に推進し、持続可能な循環型社会の形成を進めていくことが求められています。

6 SDGs の推進

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと、令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、我が国においては、平成28年12月に、「SDGs実施指針」が策定され、地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

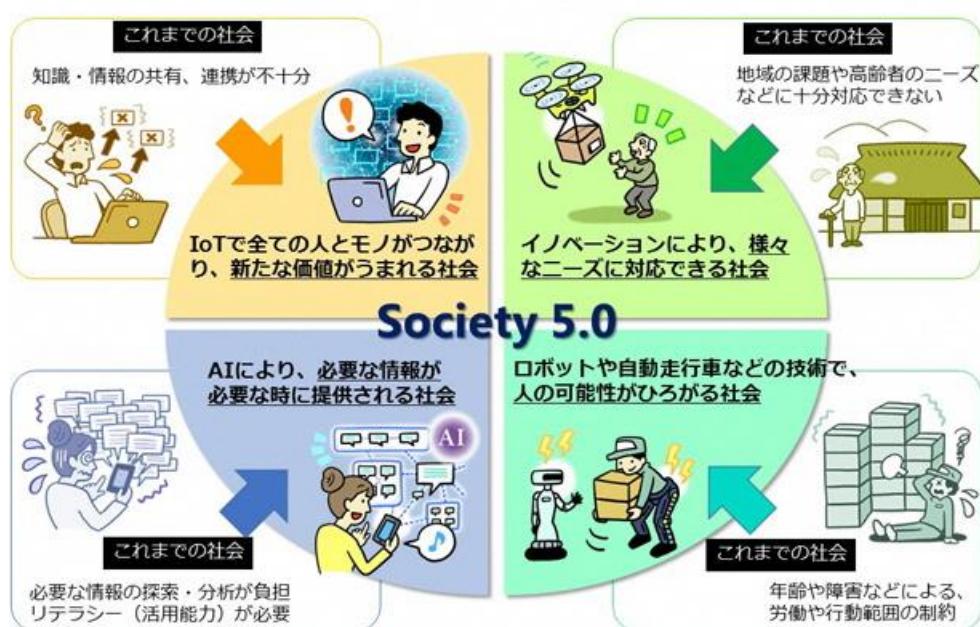
このため、各自治体においても、生活や暮らしに密接に関わる問題として、SDGsの理念を踏まえながら、地域の諸課題の解決に向けたまちづくりに努めていくことが求められています。

7 Society 5.0 の実現

Society5.0 とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、平成 28 年 1 月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society 5.0 は、IoT (Internet of Things : モノのインターネット) により全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、また、人工知能 (AI) により必要な情報が必要なときに提供されるなど、社会の変革（イノベーション）を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会の実現を目指しています。

地域の課題解決に向けて、IoT や AI、ロボットなど、Society 5.0 を支える先端技術を取り入れ活用し、第 1 次産業での超省力化・低コスト化や IoT を活用した教育の推進など、経済発展と社会的課題の解決の両立を図ることにより、持続可能な地域社会を実現するためのまちづくりを行っていくことが求められています。



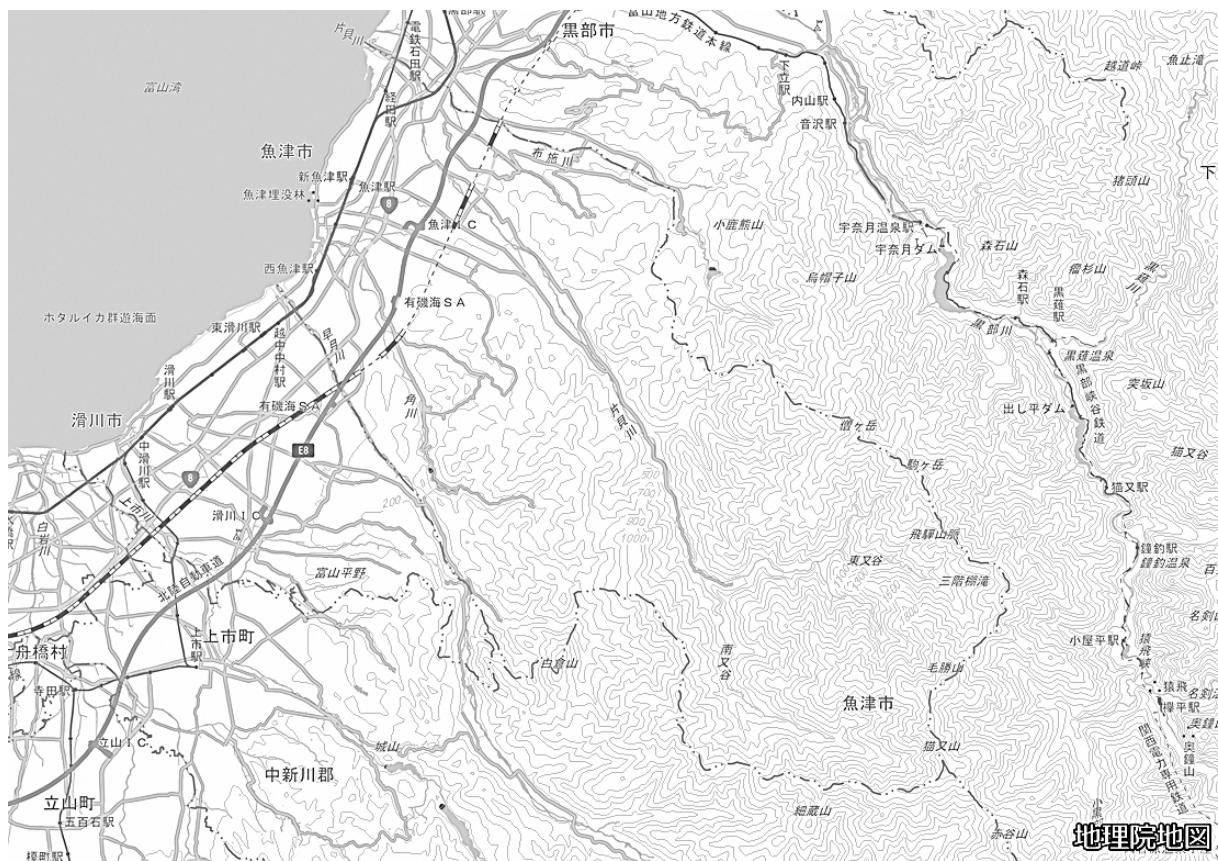
2. 魚津市の概要

1 地勢及び立地

本市は、富山県の東部に位置し、富山市から東へ 25km の距離にあり、総面積は 200.61km²です。北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と接しています。北西には富山湾が広がり、「蜃気楼・埋没林・ほたるいか」が本市の三大奇観としてよく知られています。

南東部は、最大標高 2,415m（釜谷山：毛勝三山の一つ）に達する山岳地帯で、北アルプスに連なっています。これらの山々を源として、片貝川、布施川、早月川や角川などの河川が、市内を潤しながら富山湾に注いでいます。市域の約 70%が標高 200m 以上の急勾配な山地で占められ、台地から平坦地、海岸へと穏やかな斜面を形成しています。海岸線は比較的平坦で、その延長は約 8km ですが、海中では、海底が急傾斜となり深層まで落ち込んでいます。そのため、魚津の港は昔から良港として船の出入りが多く、海底の湧水に育まれ魚の種類も量も豊富で魚津の名のごとく県下屈指の漁場として広く知られています。

魚津市の概況

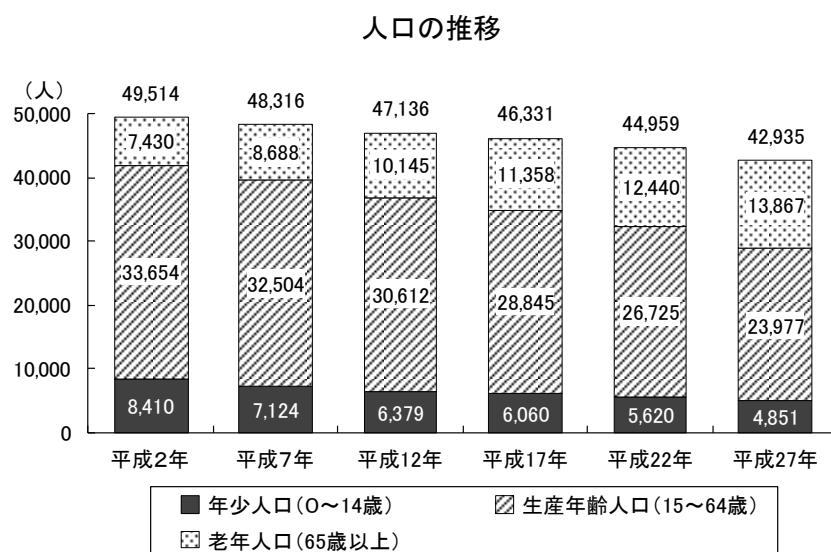


2 魚津市の現状

(1) 人口・世帯の状況

人口の推移をみると、総人口は、昭和 60 年に 49,825 人から減少が続き、平成 27 年は 42,935 人となっています。年齢 3 区別では、年少人口及び生産年齢人口は減少が続いているのに対して、老人人口は増加が続いている。

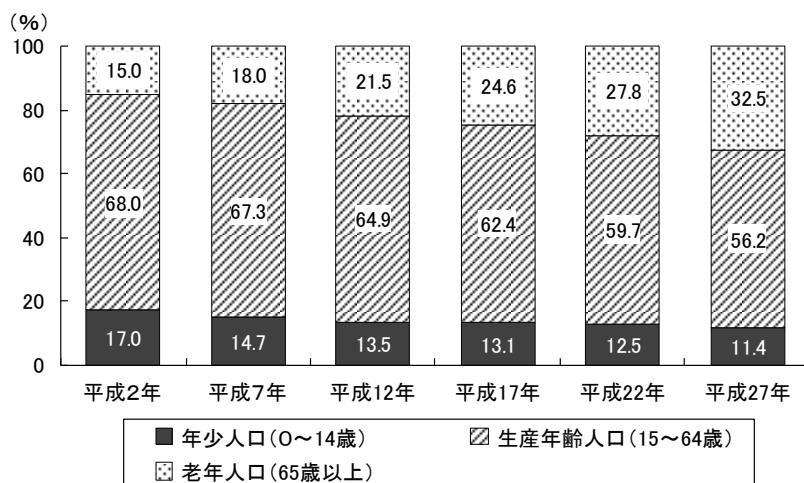
年齢 3 区別人口構成割合の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は低下が続いているのに対して、老人人口は上昇が続いており、平成 22 年から平成 27 年にかけて 30% を超え、平成 27 年は 32.5% となっています。



※総人口には、年齢不詳を含むため、年齢 3 区別の合計と一致しない年があります。

資料：国勢調査

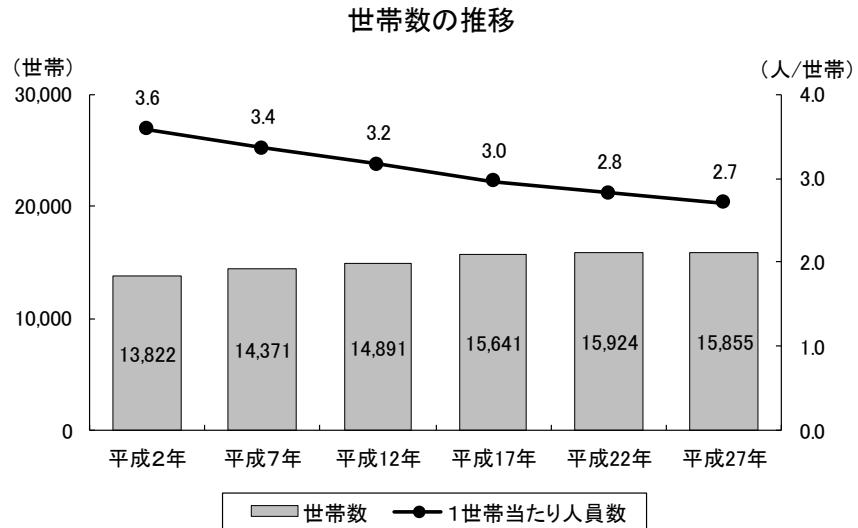
年齢 3 区別人口構成割合の推移



※割合は、年齢不詳を除いて算出しています。

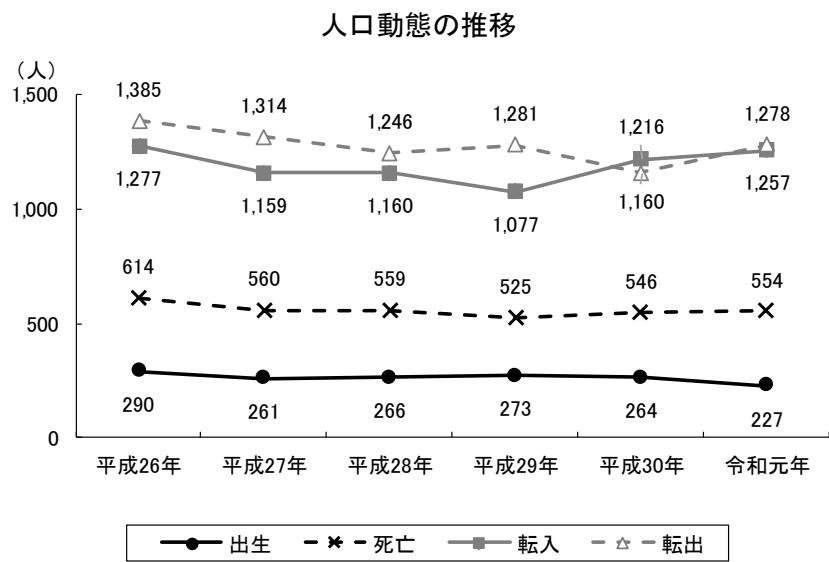
資料：国勢調査

世帯数の推移をみると、世帯数は平成2年の13,822世帯から平成22年まで増加が続き、平成27年は15,855世帯となっています。1世帯当たり人員数は、平成2年の3.6人から減少が続き、平成27年は2.7人となっています。



資料：国勢調査

人口動態の推移をみると、死亡が出生を上回る自然減が続いている。また、転入を転出が上回る社会減が続いていましたが、平成30年は転入が転出を上回り、令和元年はやや転出が上回っているものの、差は小さくなっています。



※各年9月30日までの一年間（前年10月1日～各年9月30日）の数値となっています。

資料：富山県人口移動調査

(2) 転入・転出の状況

5年前の常住地をみると、転入者数と転出者数は3,400人前後で、同程度となっています。魚津市への転入者の転入元の県内市町村は、隣接する黒部市と滑川市、富山市、北部の入善町、朝日町が多くなっており、これらの上位で転入者全体の4割半ばを占めています。

魚津市からの転出者の転出先の県内市町村は、富山市が20.1%と最も高く、隣接する黒部市と滑川市へも合計2割が転出しています。

他方で、黒部市から魚津市への転入者数が転出者数を上回っており、転入増となっています。

5年前の常住地（平成27年）

| 魚津市への転入者 (5年前の常住地が他市町村) | | | 魚津市からの転出者 (5年前の常住地が魚津市) | | |
|----------------------------|-------|-------|----------------------------|-------|-------|
| 転入元 | 人数 | % | 転出先 | 人数 | % |
| 転入者合計 | 3,430 | 100.0 | 転出者合計 | 3,362 | 100.0 |
| 県内小計 | 1,822 | 53.1 | 県内小計 | 1,830 | 54.4 |
| 県内市町村から | 黒部市 | 546 | 富山市 | 676 | 20.1 |
| | 富山市 | 419 | 黒部市 | 398 | 11.8 |
| | 滑川市 | 289 | 滑川市 | 363 | 10.8 |
| | 入善町 | 161 | 入善町 | 108 | 3.2 |
| | 朝日町 | 111 | 高岡市 | 77 | 2.3 |
| | 高岡市 | 84 | 射水市 | 45 | 1.3 |
| | 砺波市 | 41 | 上市町 | 36 | 1.1 |
| | 射水市 | 41 | 立山町 | 35 | 1.0 |
| | 立山町 | 33 | 朝日町 | 35 | 1.0 |
| | 上市町 | 32 | 砺波市 | 23 | 0.7 |
| | 南砺市 | 28 | 小矢部市 | 11 | 0.3 |
| | 氷見市 | 18 | 氷見市 | 10 | 0.3 |
| | 小矢部市 | 15 | 舟橋村 | 7 | 0.2 |
| | 舟橋村 | 4 | 南砺市 | 6 | 0.2 |
| 他県から小計 | 1,425 | 41.5 | 他県へ小計 | 1,532 | 45.6 |
| 上位都道府県 | 東京都 | 192 | 石川県 | 208 | 6.2 |
| | 新潟県 | 185 | 東京都 | 150 | 4.5 |
| | 石川県 | 149 | 愛知県 | 111 | 3.3 |
| | 大阪府 | 118 | 神奈川県 | 109 | 3.2 |
| | 神奈川県 | 90 | 新潟県 | 94 | 2.8 |
| | 千葉県 | 60 | 大阪府 | 93 | 2.8 |
| | 京都府 | 54 | 京都府 | 71 | 2.1 |
| | 埼玉県 | 50 | 埼玉県 | 66 | 2.0 |
| | 兵庫県 | 46 | 兵庫県 | 53 | 1.6 |
| | 愛知県 | 44 | 長野県 | 47 | 1.4 |
| | 岐阜県 | 33 | 三重県 | 44 | 1.3 |

資料：国勢調査

(3) 通勤・通学の状況

就業者・通学者の従業地・通学地をみると、魚津市常住者で従業地・通学地が他市町村の人数と魚津市に従業・通学する人で、常住地が他市町村の人数は、9,000 人台で大きくは変わりません。

魚津市常住者の他市町村での従業地・通学地は、黒部市が最も多く、次いで富山市、滑川市、入善町、上市町、朝日町となっています。

他市町村から魚津市に従業・通学する人の常住地は、黒部市が最も多く、次いで滑川市、富山市、入善町、上市町、朝日町となっています。

就業者・通学者の従業地・通学地（平成 27 年）

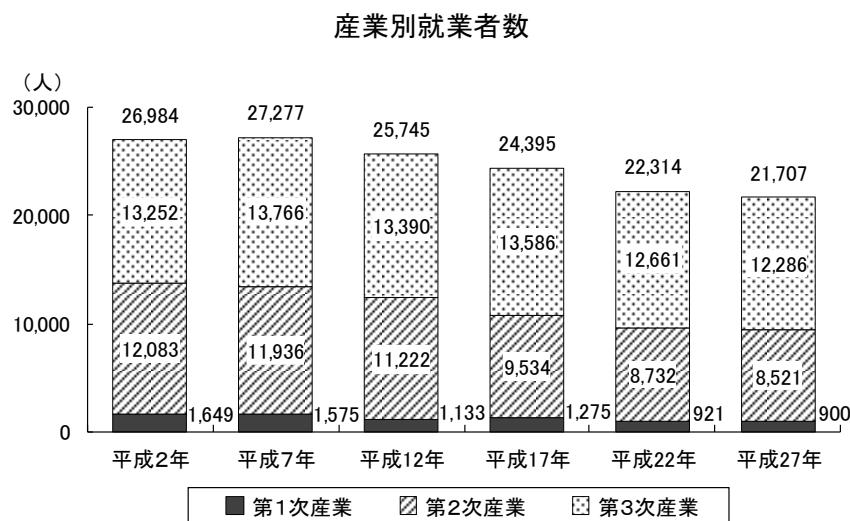
| 魚津市常住者の従業地・通学地 | | | 魚津市に従業・通学する人の常住地 | | | |
|-----------------|--------|-------|--------------------|--------|-------|------|
| 従業地・通学地 | 人数 | % | 常住地 | 人数 | % | |
| 魚津市に常住する就業者・通学者 | 23,686 | 100.0 | 魚津市に従業・通学する就業者・通学者 | 23,170 | 100.0 | |
| 魚津市で従業・通学 | 13,767 | 58.1 | 魚津市に常住 | 13,767 | 59.4 | |
| 自宅 | 2,266 | 9.6 | 自宅 | 2,266 | 9.8 | |
| 自宅外 | 11,501 | 48.6 | 自宅外 | 11,501 | 49.6 | |
| 他市町村へ小計 | 9,748 | 41.2 | 他市町村から小計 | 9,192 | 39.7 | |
| 県内へ小計 | 9,485 | 40.0 | 県内から小計 | 8,867 | 38.3 | |
| 県内市町村へ | 黒部市 | 3,547 | 15.0 | 黒部市 | 2,740 | 11.8 |
| | 富山市 | 2,569 | 10.8 | 滑川市 | 2,139 | 9.2 |
| | 滑川市 | 2,044 | 8.6 | 富山市 | 1,642 | 7.1 |
| | 入善町 | 549 | 2.3 | 入善町 | 1,080 | 4.7 |
| | 上市町 | 271 | 1.1 | 上市町 | 404 | 1.7 |
| | 朝日町 | 174 | 0.7 | 朝日町 | 399 | 1.7 |
| | 立山町 | 123 | 0.5 | 立山町 | 215 | 0.9 |
| | 射水市 | 92 | 0.4 | 射水市 | 83 | 0.4 |
| | 高岡市 | 69 | 0.3 | 高岡市 | 79 | 0.3 |
| | 舟橋村 | 24 | 0.1 | 舟橋村 | 34 | 0.1 |
| | 砺波市 | 15 | 0.1 | 砺波市 | 22 | 0.1 |
| | 南砺市 | 6 | 0.0 | 永見市 | 13 | 0.1 |
| | 小矢部市 | 2 | 0.0 | 小矢部市 | 12 | 0.1 |
| | 永見市 | 0 | 0.0 | 南砺市 | 5 | 0.0 |
| 他県へ小計 | 223 | 0.9 | 他県から小計 | 325 | 1.4 | |
| | 新潟県 | 27 | 0.1 | 新潟県 | 114 | 0.5 |
| | 石川県 | 71 | 0.3 | 糸魚川市 | 42 | 0.2 |
| | 上越市 | | | 上越市 | 32 | 0.1 |
| | 石川県 | | | 石川県 | 54 | 0.2 |
| | 金沢市 | | | 金沢市 | 26 | 0.1 |

資料：国勢調査

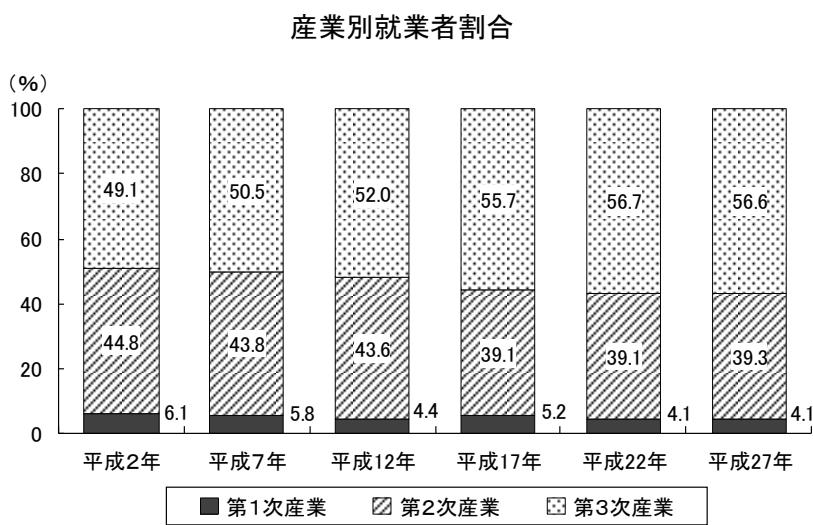
(4) 就業及び産業の状況

産業別就業者数をみると、就業者数の合計は平成7年の27,277人をピークに減少に転じ、平成27年は21,707人となっています。産業別では、第2次産業は減少が続き、第1次産業及び第3次産業も減少傾向となっています。

産業別就業者割合をみると、平成2年から平成27年にかけて、第1次産業及び第2次産業は低下し、第3次産業は上昇していますが、平成17年以降はほぼ横ばいとなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

魚津市常住者 15 歳以上の就業者の就業先産業をみると、平成 27 年は、製造業が 29.3% で最も高く、次いで卸売業・小売業が 13.1%、医療・福祉が 12.4% となっています。

平成 17 年と比べると、卸売業、小売業、建設業、サービス業計の割合が低くなり、一方、医療、福祉、製造業の割合が高くなっています。

魚津市常住者 15 歳以上の就業者の就業先産業

| 平成 27 年 | | | 平成 17 年 | | |
|---------------------|--------|-------|---------|-------|-------------------------------------------|
| 産業分類 | 人数 | % | 人数 | % | 産業分類 |
| 総数 | 21,940 | 100.0 | 24,497 | 100.0 | 総数 |
| A 農業、林業 | 773 | 3.5 | 1,072 | 4.4 | 農業、林業 |
| B 漁業 | 127 | 0.6 | 203 | 0.8 | 漁業 |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 18 | 0.1 | 9 | 0.0 | 鉱業 |
| D 建設業 | 2,080 | 9.5 | 2,825 | 11.5 | 建設業 |
| E 製造業 | 6,423 | 29.3 | 6,700 | 27.4 | 製造業 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 147 | 0.7 | 112 | 0.5 | 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| G 情報通信業 | 218 | 1.0 | 236 | 1.0 | 情報通信業 |
| H 運輸業、郵便業 | 746 | 3.4 | 872 | 3.6 | 運輸業 |
| I 卸売業、小売業 | 2,866 | 13.1 | 3,916 | 16.0 | 卸売・小売業 |
| J 金融業、保険業 | 368 | 1.7 | 420 | 1.7 | 金融・保険業 |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 155 | 0.7 | 79 | 0.3 | 不動産業 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 1,118 | 5.1 | 1,033 | 4.2 | 飲食店、宿泊業 |
| O 教育、学習支援業 | 704 | 3.2 | 746 | 3.0 | 教育、学習支援業 |
| P 医療、福祉 | 2,719 | 12.4 | 2,171 | 8.9 | 医療、福祉 |
| Q 複合サービス事業 | 261 | 1.2 | 372 | 1.5 | 複合サービス事業 |
| ※サービス業計（R、L、N） | 2,438 | 11.1 | 3,032 | 12.4 | サービス業（他に分類されないもの） |
| R サービス業（他に分類されないもの） | 1,165 | 5.3 | — | — | ※平成 17 年国勢調査では、平成 27 年度のサービス業の分類がされていません。 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 422 | 1.9 | — | — | |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 851 | 3.9 | — | — | |
| S 公務（他に分類されるものを除く） | 546 | 2.5 | 597 | 2.4 | 公務（他に分類されないもの） |
| T 分類不能の産業 | 233 | 1.1 | 102 | 0.4 | 分類不能の産業 |

資料：国勢調査

魚津市常住者 15 歳以上の就業者の職業をみると、平成 27 年は、生産工程従事者が 23.5% で最も高く、約 4 人に 1 人になっています。次いで事務従事者が 16.8%、専門的・技術的職業従事者が 14.2% となっています。

平成 17 年と比べると、平成 27 年は、生産工程・労務関係小計、販売従事者、農林漁業従事者の割合が低くなり、一方、サービス職業従事者、専門的・技術的職業従事者、事務従事者の割合が高くなっています。

魚津市常住者 15 歳以上の就業者の職業

| 平成 27 年 | | | 平成 17 年 | | |
|------------------|--------|-------|---------|-------|-----------------------------------------------|
| 職業分類 | 人数 | % | 人数 | % | 職業分類 |
| 総数 | 21,940 | 100.0 | 24,497 | 100.0 | 総数 |
| A 管理的職業従事者 | 452 | 2.1 | 504 | 2.1 | 管理的職業従事者 |
| B 専門的・技術的職業従事者 | 3,117 | 14.2 | 2,890 | 11.8 | 専門的・技術的職業従事者 |
| C 事務従事者 | 3,687 | 16.8 | 3,818 | 15.6 | 事務従事者 |
| D 販売従事者 | 2,150 | 9.8 | 2,833 | 11.6 | 販売従事者 |
| E サービス職業従事者 | 2,591 | 11.8 | 2,251 | 9.2 | サービス職業従事者 |
| F 保安職業従事者 | 257 | 1.2 | 217 | 0.9 | 保安職業従事者 |
| G 農林漁業従事者 | 859 | 3.9 | 1,226 | 5.0 | 農林漁業作業者 |
| 生産工程・労務関係小計（H～K） | 8,623 | 39.3 | 10,653 | 43.5 | ※生産工程労務関係小計 |
| H 生産工程従事者 | 5,146 | 23.5 | 9,911 | 40.5 | ※生産工程・労務作業者 |
| I 輸送・機械運転従事者 | 722 | 3.3 | 742 | 3.0 | ※運輸・通信従事者 |
| J 建設・採掘従事者 | 1,239 | 5.6 | — | — | ※平成 17 年国勢調査では、平成 27 年度の生産工程・労務関係の分類がされていません。 |
| K 運搬・清掃・包装等従事者 | 1,516 | 6.9 | — | — | |
| L 分類不能の職業 | 204 | 0.9 | 105 | 0.4 | 分類不能の職業 |

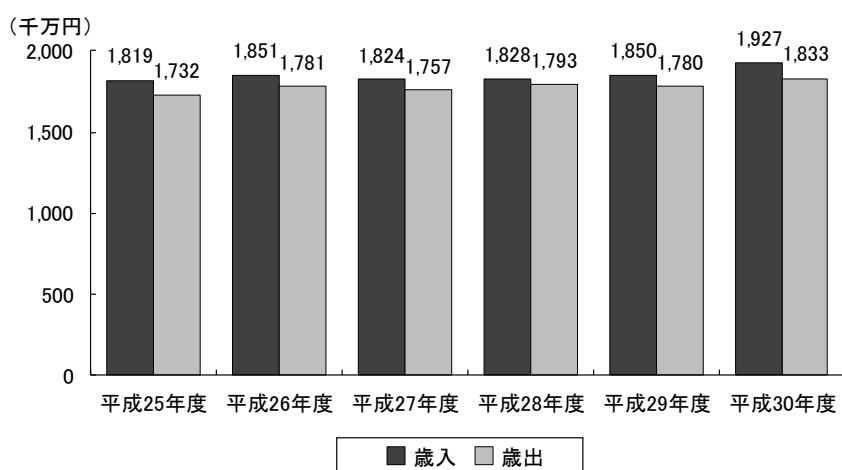
資料：国勢調査

(5) 財政の状況

一般会計の歳入・歳出決算の推移をみると、歳入、歳出ともに増加傾向となっており、平成30年度は、歳入が約193億円、歳出が約183億円となっています。

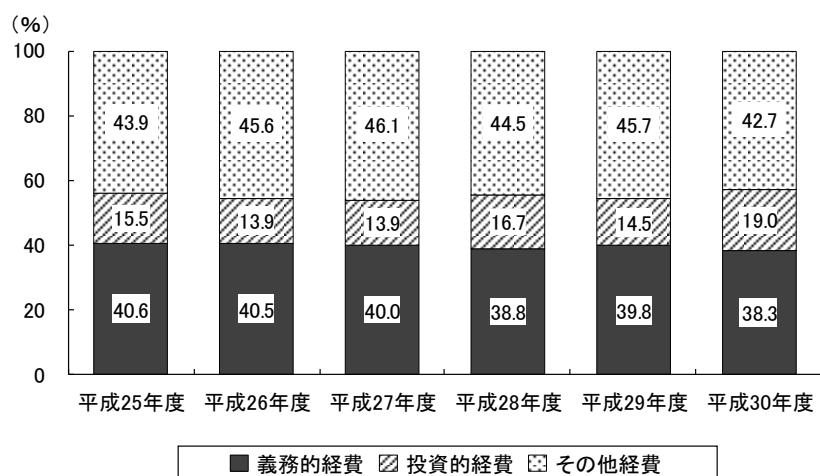
全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合をみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、4割前後を占めており、やや低下傾向となっています。

一般会計の歳入・歳出の推移



資料：市町村決算カード（総務省）

全体予算に占める義務的経費・投資的経費の割合

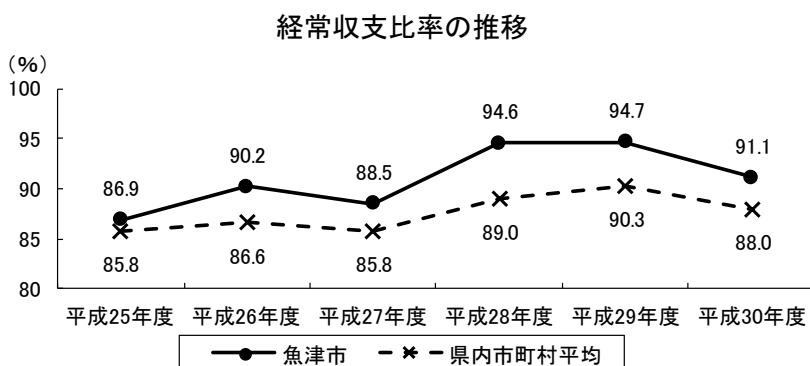


資料：各年度決算統計検収調書

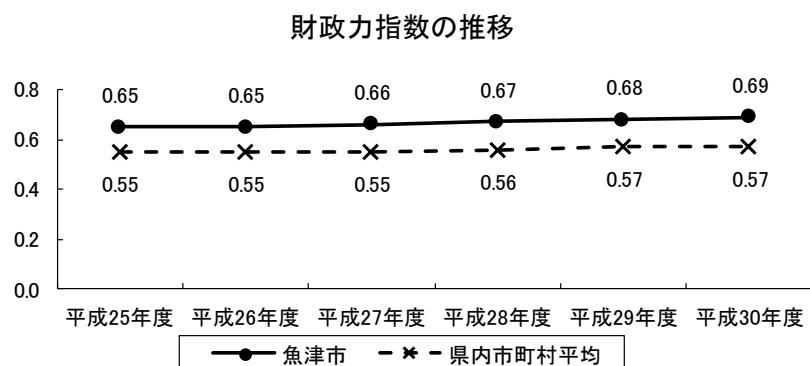
比率が高いほど財政の弾力性・自由度が不足していることを示す経常収支比率の推移をみると、本市は90%を超える年度が多く、平成25年度以降、県内市町村平均を上回って推移しています。

地方税の収入能力の強弱を示す財政力指数をみると、平成25年度の0.65から平成30年度は0.69とやや上昇しており、いずれの年度も県内市町村平均を上回って推移しています。

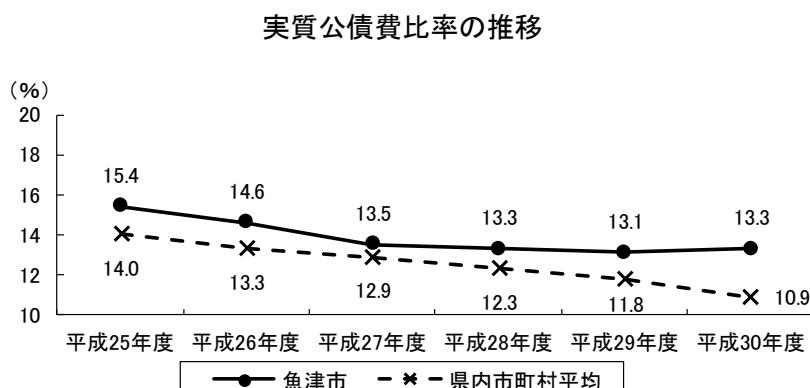
借入金の返済費用である公債費の割合を示す実質公債費比率をみると、平成27年度までは低下が続いていましたが、平成28年度以降はほぼ横ばいとなっており、平成25年度以降、いずれも県内市町村平均を上回っています。



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）



資料：地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

3. 市民意識の動向

本計画の策定に当たり、「第4次魚津市総合計画第10次基本計画」に基づいて実施している各種施策に対する市民の満足度、認知度、取組状況などを把握し、計画の進捗状況を確認するとともに、今後の市政に反映するため、住民満足度調査を実施しました。その結果から、今後のまちづくりの方向性を定めるに当たって踏まえるべき内容を抜粋すると、次のとおりとなります。

1 市民意識調査の概要

(1) 調査の方法

- 調査対象：魚津市に居住する18歳以上の男女
- 対象数：3,000人
- 抽出方法：年代や地区の人口に応じた無作為抽出（層化無作為抽出法）
- 調査期間：令和元年9月11日～令和元年9月30日
- 調査方法：郵送返送方式

(2) 調査結果をみる際の留意点

- グラフ等のn数（n=〇〇〇）は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 小数第2位を四捨五入し、百分率で表記しているため、その合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上の複数回答を求めた設問では、それぞれの「回答数」に対し、上記の「回収数」で除した比率を採用しているため、その合計は100%を上回ります。

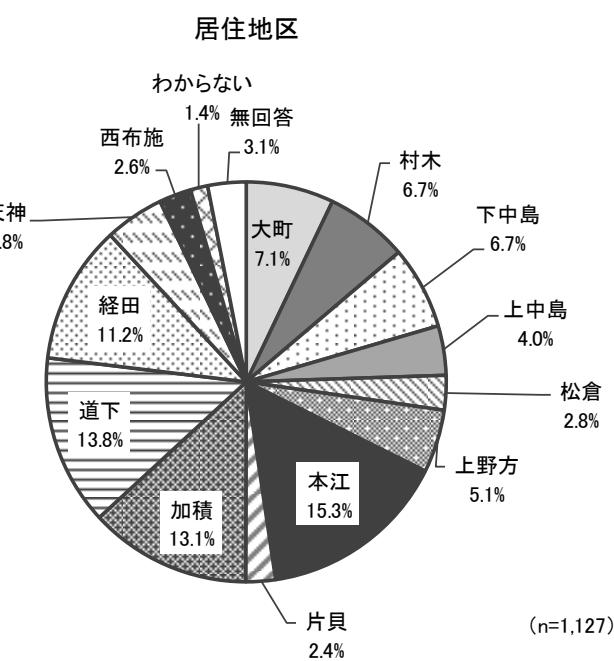
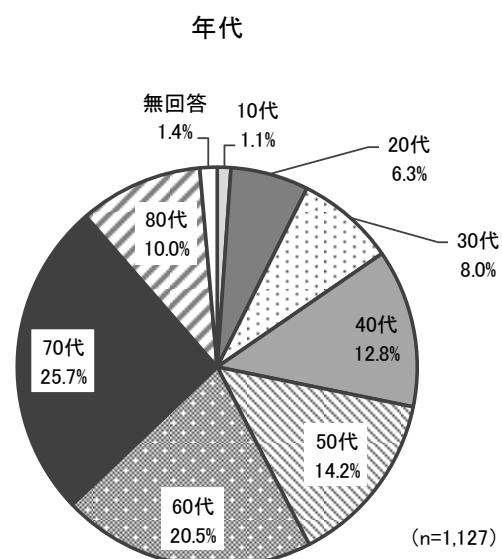
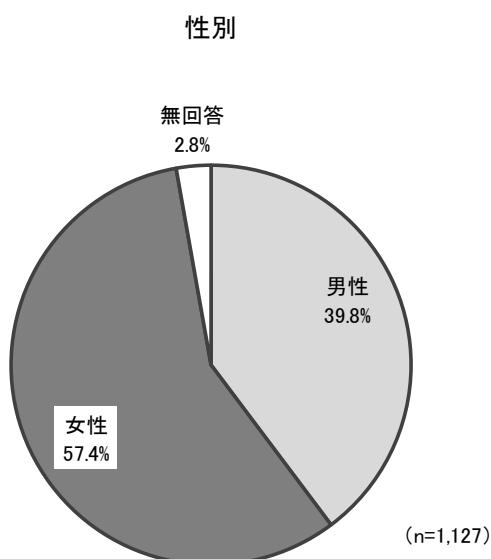
2 市民意識調査の結果

(1) 回答者の属性

回答者の性別をみると、男性が39.8%、女性が57.4%となっています。

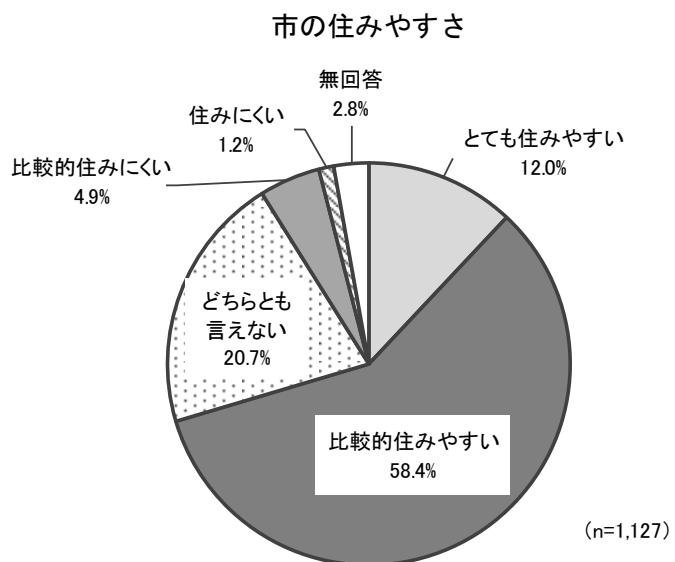
また、回答者の年代をみると、70代が25.7%と最も高く、次いで60代が20.5%、50代が14.2%、40代が12.8%、80代が10.0%、30代が8.0%、20代が6.3%、10代が1.1%となっています。

居住地区については、本江地区が15.3%と最も高く、次いで道下地区が13.8%、加積地区が13.1%、経田地区が11.2%となっています。



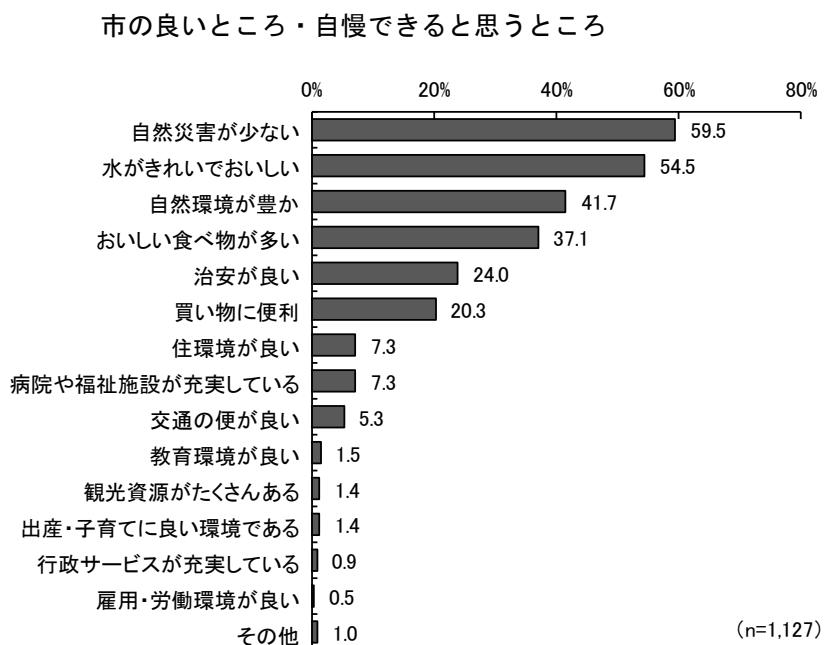
(2) 市の住みやすさ

市の住みやすさをみると、「とても住みやすい」と「比較的住みやすい」を合計した『住みやすい』は70.4%となっています。



(3) 市の良いところ・自慢できると思うところ

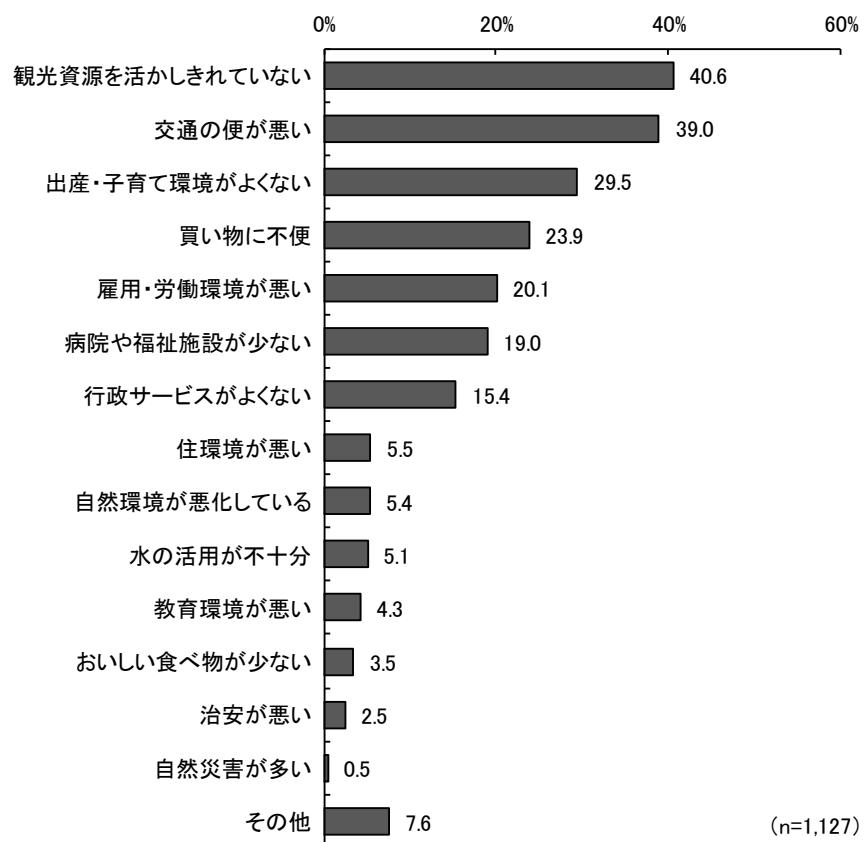
市の良いところ・自慢できると思うところをみると、「自然災害が少ない」が59.5%と最も高く、次いで「水がきれいでおいしい」が54.5%、「自然環境が豊か」が41.7%、「おいしい食べ物が多い」が37.1%となっています。



(4) 市の悪いところ・改善すべきと思うところ

市の悪いところ・改善すべきと思うところをみると、「観光資源を活かしきれていない」が40.6%と最も高く、次いで「交通の便が悪い」が39.0%、「出産・子育て環境がよくない」が29.5%、「買い物に不便」が23.9%、「雇用・労働環境が悪い」が20.1%となっています。

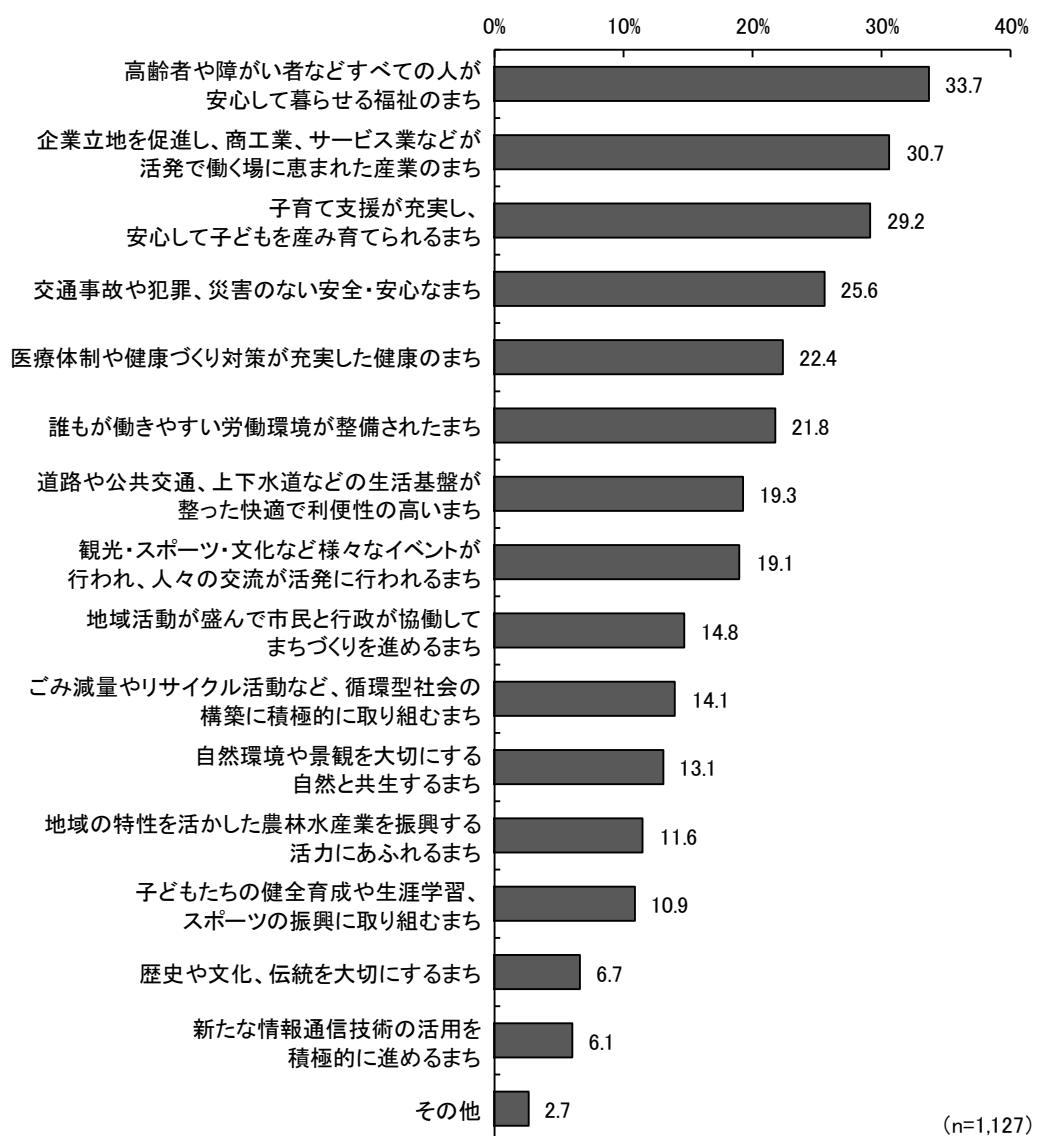
市の悪いところ・改善すべきと思うところ



(5) 市の将来像

10年後の魚津市の将来像としてふさわしいと思うものをみると、「高齢者や障がい者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」が33.7%と最も高く、次いで「企業立地を促進し、商工業、サービス業などが活発で働く場に恵まれた産業のまち」が30.7%、「子育て支援が充実し、安心して子どもを産み育てられるまち」が29.2%、「交通事故や犯罪、災害のない安全・安心なまち」が25.6%となっています。

市の将来像としてふさわしいと思うもの

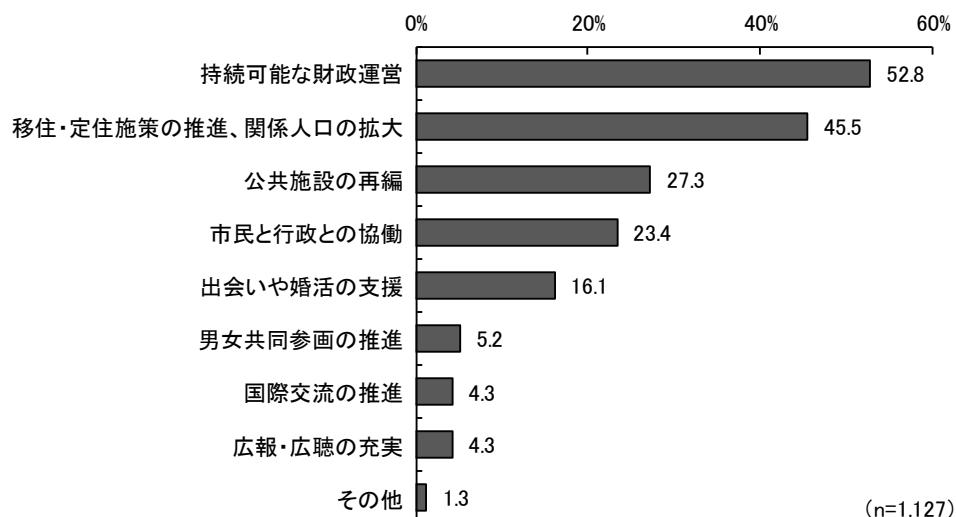


(6) 市が今後10年間で重点的に取り組むべきこと

■ 「市民参画・行財政運営」について

「市民参画・行財政運営」について市が重点的に取り組むべきことをみると、「持続可能な財政運営」が52.8%と最も高く、次いで「移住・定住施策の推進、関係人口の拡大」が45.5%となっています。

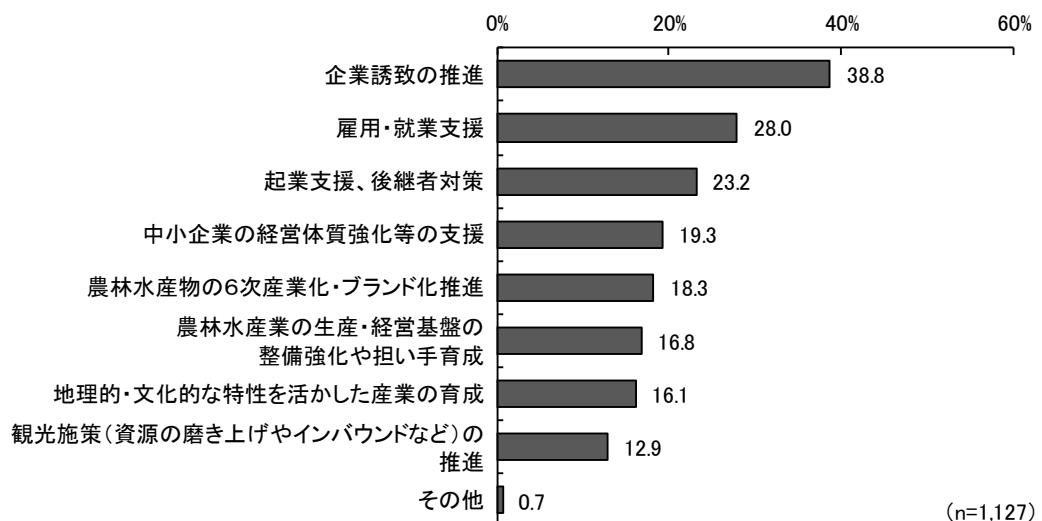
「市民参画・行財政運営」について重点的に取り組むべきこと



■ 「産業振興」について

「産業振興」について市が重点的に取り組むべきことをみると、「企業誘致の推進」が38.8%と最も高く、次いで「雇用・就業支援」が28.0%、「起業支援、後継者対策」が23.2%となっています。

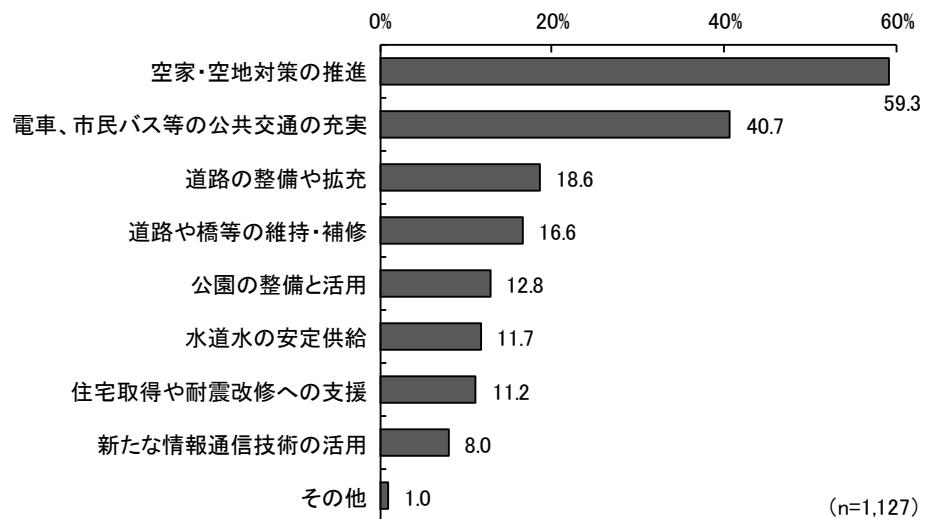
「産業振興」について重点的に取り組むべきこと



■ 「都市基盤整備」について

「都市基盤整備」について市が重点的に取り組むべきことをみると、「空家・空地対策の推進」が59.3%と最も高く、次いで「電車、市民バス等の公共交通の充実」が40.7%となっています。

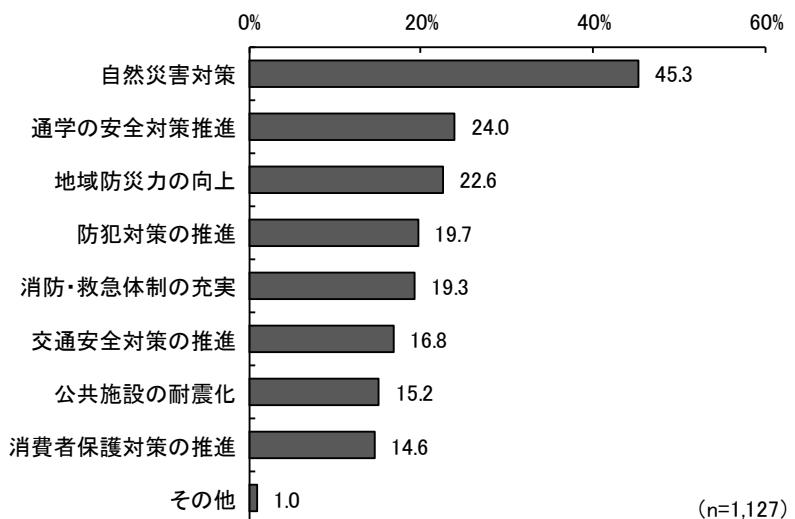
「都市基盤整備」について重点的に取り組むべきこと



■ 「防災・地域の安全」について

「防災・地域の安全」について市が重点的に取り組むべきことをみると、「自然災害対策」が45.3%と最も高く、次いで「通学の安全対策推進」が24.0%、「地域防災力の向上」が22.6%となっています。

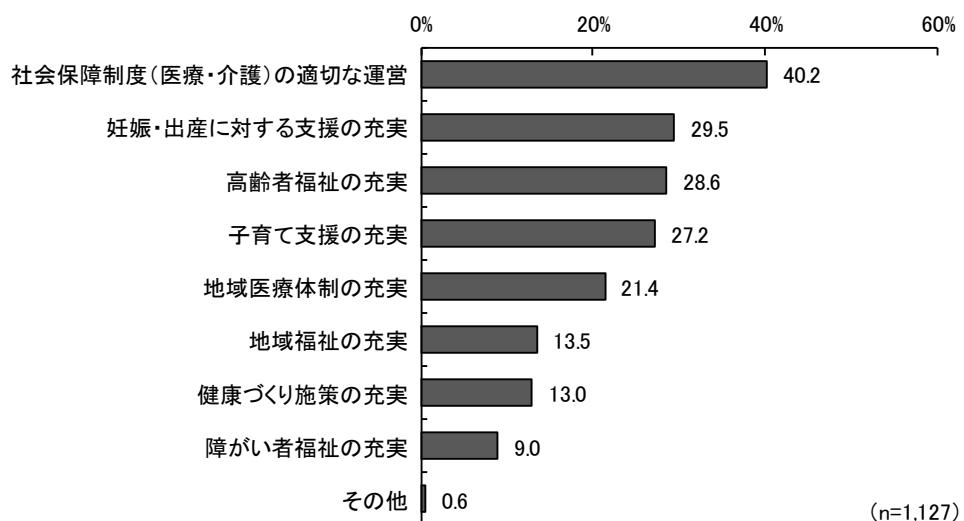
「防災・地域の安全」について重点的に取り組むべきこと



■ 「医療・福祉・子育て」について

「医療・福祉・子育て」について市が重点的に取り組むべきことをみると、「社会保障制度（医療・介護）の適切な運営」が40.2%と最も高く、次いで「妊娠・出産に対する支援の充実」が29.5%、「高齢者福祉の充実」が28.6%、「子育て支援の充実」が27.2%となっています。

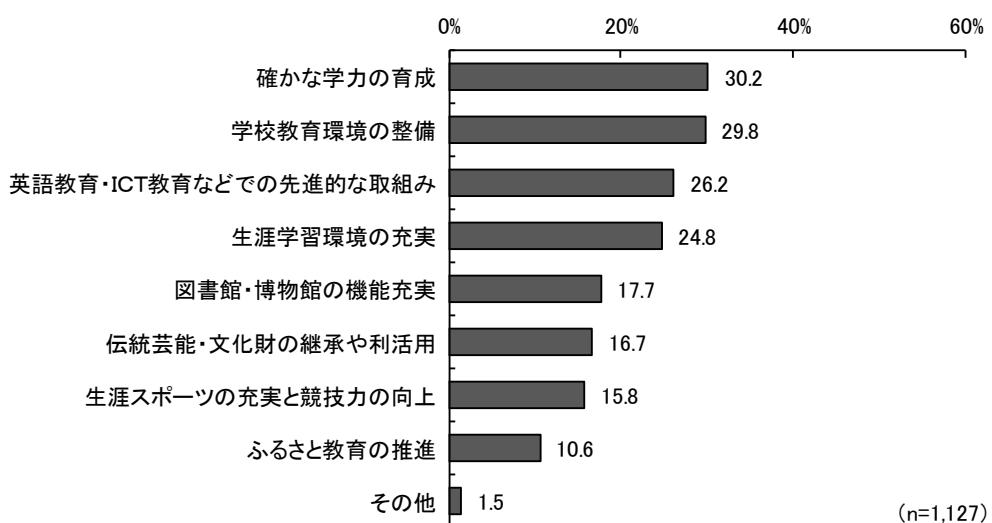
「医療・福祉・子育て」について重点的に取り組むべきこと



■ 「教育・文化」について

「教育・文化」について市が重点的に取り組むべきことをみると、「確かな学力の育成」が30.2%と最も高く、次いで「学校教育環境の整備」が29.8%、「英語教育・ICT教育などでの先進的な取組み」が26.2%、「生涯学習環境の充実」が24.8%となっています。

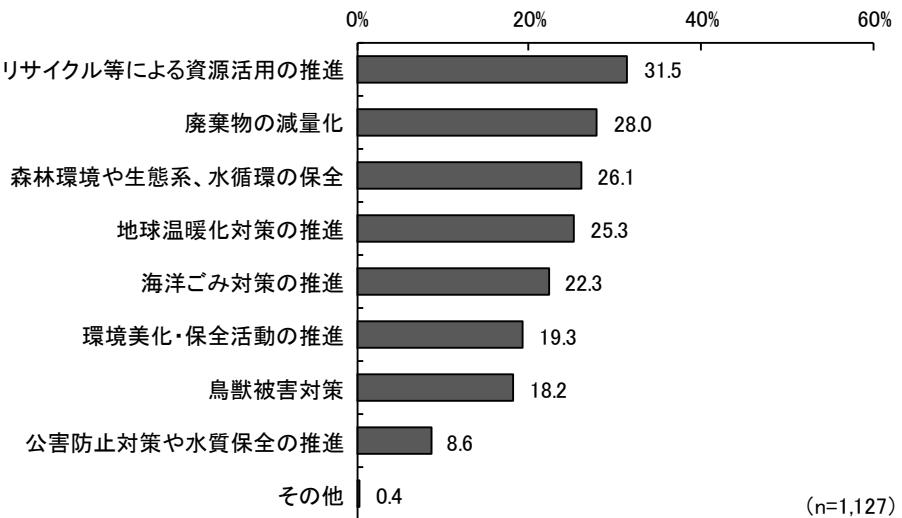
「教育・文化」について重点的に取り組むべきこと



■ 「自然環境」について

「自然環境」について市が重点的に取り組むべきことをみると、「リサイクル等による資源活用の推進」が31.5%と最も高く、次いで「廃棄物の減量化」が28.0%、「森林環境や生態系、水循環の保全」が26.1%、「地球温暖化対策の推進」が25.3%、「海洋ごみ対策の推進」が22.3%となっています。

「自然環境」について重点的に取り組むべきこと



第3章 魚津市の主要課題

1 市民参画・協働の推進

近年、少子高齢化や単独世帯の増加など、自治体を取り巻く環境は大きく変化してきています。それと同時に、価値観やライフスタイル等の多様化に伴い、人間関係の希薄化が進行し、地域コミュニティの弱体化が課題となっています。

このような状況に対応していくためには、市民の自主的な活動への支援など、市民と行政との協働によるまちづくりを展開していくことが必要です。

本市では、市民が主体となった自治の実現を目指すため、平成23年に自治基本条例を制定し、平成27年4月には市内13地区の全てに地域振興会が設立され、市民参画・協働によるまちづくりを全市的に推進してきたところです。

今後はさらに、市民や地域が持つ力を活用した活動を促進するとともに、市の施策についても、市民が役割を持ち、市民が主役となる市民自治の推進に努める必要があります。

また、本市に事業所を構える多くの事業者や団体のみならず、首都圏をはじめとする県内外におられる本市ゆかりの事業者や人材など、本市に関わりを持つ多くの方々の知見を集め、まちづくりに活かしていく視点が重要です。

2 地域の資源を生かしたまちづくり

市民意識調査結果をみると、市の良いところ・自慢できると思うところについては、「水がきれいでおいしい」が半数を超える、「自然環境が豊か」や「おいしい食べ物が多い」が4割前後と、多くの市民が市の良いところや自慢できると思うところを持っていることがうかがえます。一方で、「観光資源がたくさんある」はごくわずかであり、市の悪いところ・改善すべきと思うところについては、「観光資源を活かしきれていない」が4割で最も高くなっていることから、市民が感じている市の良いところ・自慢できるところを観光に活かしていくことが必要です。

本市には、自然環境、特色ある農林水産物、観光資源、古くから受け継がれる歴史や文化など、魅力ある地域資源が多く存在し、なにより市民自身がその魅力を共有することが重要です。また、全ての市民が本市の魅力を深く知ることにより、環境保全意識の向上や、未来を担う子ども達がふるさとに誇りを持つことができるなど、様々な効果が期待できます。

地域資源の活用に当たっては、市民・事業者・行政の相互の連携のもと、本市の恵まれた自然環境の保全に努めながら、市民一人ひとりが魚津の魅力を発信できる環境整備の推進等により、交流人口の増加、関係人口の創出・拡大、観光振興、魚津の強みを活かした商工業の振興につなげる必要があります。

3 持続可能な行財政運営の推進

本市ではこれまで、継続的に行財政改革に取り組み、人件費や物件費の圧縮に努めてきましたが、今後も人口減少や経済状況の影響から市税収入等の伸びは期待しにくく、さらには社会保障

関係経費を中心に民生費は今後も増加していくことが予測され、厳しい財政状況が見込まれます。

また、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増大が近年の財政硬直化の大きな要因となっています。

このような状況の中、市民ニーズはますます複雑化、多様化していくことが予想されることから、行政サービスの質の向上を図るとともに、最適な行政サービスが迅速に市民に提供できるよう、将来にわたり持続可能な自立した自治体運営を実現することが必要です。また、将来世代に大きな負担を残さないためにも、市民にとって真に必要な公共施設のニーズを的確に捉えつつ、公有財産の総量抑制を図ることが急務となっています。

そのためには、将来の財政負担を考慮した健全な財政基盤の確立を図るとともに、ＩＣＴ技術を活用した業務の効率化や市民の利便性向上、民間のノウハウや手法を活かしたコスト縮減、公共施設マネジメントの更なる推進などに取り組む必要があります。

4 子どもを産み育てやすいまちづくり

安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるように、妊娠・出産期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うことが必要です。市民意識調査結果では、「医療・福祉・子育て」において市が今後10年間で重点的に取り組むべきことについては、「妊娠・出産に対する支援の充実」と「子育て支援の充実」がいずれも3割近くになっています。妊娠・出産・子育てへの支援や子どもを産み育てやすい環境づくり、母子の健康を守るための保健医療体制の充実等に取り組み、産前・産後の切れ目のないサポートに努めることが重要です。

また、本市では女性の就労率は国や県と比較して高くなっていますが、子育てと仕事の両立の支援強化が課題となっています。働く女性のニーズに沿った子育てサービスの充実を図るとともに、男性の家事、育児の促進や柔軟な働き方への対応、企業への理解を求める取り組みが必要です。

さらに、国と比較して、子どものいる世帯の親との同居の割合が高く、子どもを祖父母に見てもらえる割合が5割を超えており、その一方で、身近な人に子どもを見てもらえない人や子育てに関する相談先がない人も見受けられます。地域全体で子ども、子育てを支える環境を整備するとともに、子育て家庭への経済的負担軽減のほか、妊娠婦や子育て家庭に配慮した環境や施設の整備といった子育て環境の質の向上が求められています。

5 明日を担う人づくり

明日を担う子どもたちには、学力だけでなく、人と人との触れ合いや社会とのつながりを通じた人間性・社会性の習得とともに、豊かな心とたくましく生きる力、命と人権を大切にする心が必要であり、これらを育む教育活動をより充実することが求められています。

本市では、平成25年度から学校規模適正化を目的とした小学校統合事業に他自治体に先がけて取り組み、教育効果の向上とより良い教育環境の整備に取り組んできました。学校教育の充実、強化はさらに進める必要がありますが、男女ともに若者の転出超過が続き、特に大学進学等で転出した若者がそのまま戻ってこない傾向が顕著となっていること、優秀な人材を育成しても大都市圏にその人材を送り出しているといった課題から地域に密着した学習活動を推進し、郷土の歴史・文化に対する愛着や誇りを育むふるさと教育に取り組んでいくことが重要です。

また、市民意識調査の結果においては、「教育・文化」において市が今後 10 年間で重点的に取り組むべきことについては、「英語教育・ＩＣＴ教育などの先進的な取組み」が約 3 割で上位となっています。

このことから教育の情報化に取り組み、ＩＣＴを活用した教育環境を実現し、情報活用能力を身につけた人材育成と初等教育からの英語教育により、世界で活躍できる人材育成に取り組んでいく必要があります。

6 快適で暮らしやすいまちづくり

本市では、市街地を中心に空家が増加し、建物の老朽化による倒壊の恐れや衛生環境の悪化が危惧されています。市民意識調査結果では、「都市基盤整備」において市が今後 10 年間で重点的に取り組むべきことについては、「空家・空地対策の推進」が 6 割近くを占め、改善を望む声が多く聞かれます。

また、中心市街地の人口減少と郊外への人口移動が進み、低密度化してきたことに歯止めをかけ、駅周辺や中心市街地への人口集約を目指すコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

このことから、道路、上下水道等の社会資本の計画的整備実施と公共交通のさらなる利便性向上、利用拡大に努めることが必要です。地域ごとの特性を生かし、都市機能を集約した住環境の整備に継続して取り組んでいく必要があります。

さらに、本市は 2020 年 2 月に令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。魚津市の豊かな自然を後世に残し、美しいふるさとの景観を次世代につなぐ取り組みが重要な課題となっています。

7 産業振興による活力あふれるまちづくり

市民の安定した雇用を確保していくとともに、快適に安心して働くことのできる環境づくりは、地域の活性化に不可欠なことです。そのため市内事業所の経営安定を図るとともに企業誘致や起業支援、事業継承等の推進、さらに新分野産業の育成と支援の継続が求められています。

市民意識調査結果では、「産業振興」において市が今後 10 年間で重点的に取り組むべきことについては、「企業誘致の促進」が 4 割近くで最も高く、「雇用・就業支援」や「起業支援、後継者対策」も 2 割を超えていました。

地域産業の活性化を促すため、既存事業所の経営基盤強化と労働力不足解消に向けた取り組みは欠くことのできない取り組みです。

また、魚津の魅力あふれる地域資源を生かし、地域の既存ブランドの価値向上や特産品の開発、地産地消の推進などによって農林水産業の振興を図り、市外に向けて魚津ブランドの特産品を力強く発信していくとともに魅力ある産業としていくことで後継者対策を行っていくことが必要です。

さらに、本市の特徴として、高校卒業後に進学のため転出した若者のリターン就職者が少ない傾向にあり、特に女性において顕著となっています。若者に魅力ある雇用と女性が活躍できる雇用を創出することは、にぎわいのあるまちづくりのみならず、移住・定住人口の増加や税収など、その効果は広範にわたることから、中長期的な視点に立った取り組みが重要です。

8 安心・安全なまちづくり

市民意識調査の結果をみると、市の良いところ・自慢できると思うところについては、「自然災害が少ない」が6割近くで最も高くなっています、「防災・地域の安全」において市が今後10年間で重点的に取り組むべきことについては、「自然災害対策」が半数近くで最も高く、「地域防災力の向上」も上位に入っています。また、市の将来像としてふさわしいと思うものについては、「交通事故や犯罪、災害のない安全・安心なまち」が上位となっています。

本市では、平成26年7月の猛烈な豪雨による大規模な土砂災害や近年大型化する台風による被害が発生しています。多様な自然災害によるリスクへの対応と災害に強く回復力のある強靭なまちづくりの実現が求められています。また過去には大火による大規模焼失といった被害も発生しており、自然災害だけではなく、様々な災害に対応できる地域の防災力を高めていくための取り組みが必要とされています。

さらに、犯罪や事故のない安心・安全なまちの実現のため、地域住民の見守り等による犯罪抑止や交通安全対策を推進していくことが必要です。

9 誰もが健康でお互いに支え合うまちづくり

本市では、高齢化率が国や県を上回るスピードで伸びているほか、市街地と山間部など地区別によってもその差が広がっています。

市民意識調査の結果をみると、市の悪いところ・改善すべきと思うところについては、「病院や福祉施設が少ない」が約2割となっており、市の将来像については、「高齢者や障がい者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」が3割超で最も高くなっています。また、「医療・福祉・子育て」において市が今後10年間で重点的に取り組むべきことについては、「社会保障制度（医療・介護）の適切な運営」が最も高く、「高齢者福祉の充実」も3割近くになっています。

今後も医療や介護を必要とする高齢者が増加することが想定されていますが、健康寿命を延ばす取り組みと可能な限り住み慣れた地域での自分らしい生活に必要な支援の維持充実と、地域において支え合う地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。

また、すべてのひとが健康で安心した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことは、市全体の元気の創出につながります。

子どもから高齢者まですべての世代が、支え合いや助け合いの力でだれもがいつまでも現役として働き、生きがいを持って生活することができる社会の実現が重要です。

10 人口減少時代におけるまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行が社会経済に及ぼす影響は、年金、医療、福祉、雇用、教育など多方面にわたります。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、本市においても今後さらに人口減少が進むものとされています。とりわけ生産年齢人口（15歳～64歳）の減少は、地域経済の発展や税収に大きな影響を及ぼすことが予想され、生産年齢人口の減少を緩やかに抑えることは、本市の発展を左右する重要な課題です。

市民意識調査結果をみると、「市民参画・行財政運営」において市が今後10年間で重点的に

取り組むべきことについては、「移住・定住施策の推進、関係人口の拡大」が4割を超えて上位となっており、市民からの期待の大きさが伺えます。このことから、人口減少時代におけるまちづくりとして、移住・定住の推進や交流人口の増加、関係人口の創出・拡大を図るなど、本市に関わりを持つ人とのつながりを増やし、本市の活性化に結び付けることが重要です。

また、東京一極集中が問題となっている中、本市からの人口の流出を抑えることは大きな意味があると言えます。人口の流出を抑えるためにも、結婚・妊娠・出産へのきめ細かな支援や、魚津の未来を担う子ども達への教育環境の充実、産業の活性化や雇用の創出に努める必要があります。

さらには、年代や性別に関わらず市民一人ひとりの個性や特性を活かした活躍の場が提供され、にぎわいと活気があふれ、小さくとも力強く輝くまちづくりを推進していくことが必要です。

11 情報通信技術を活用したまちづくり

本市では、労働力を支える生産年齢人口の割合は国や県と比較して低下の傾向が顕著となっており、今後も同様の傾向が見込まれます。一方で、人的資源不足への対策として、第4次産業革命と呼ばれる技術革新は、ＩｏＴやビッグデータ、ＡＩなどといった技術を進展させ、人的資源不足にＩＣＴ技術をもって代替するという新たな時代の流れができつつあります。

市民意識調査の結果をみると、10年後の魚津市の将来像としてふさわしいと思うものとして、「新たな情報通信技術の活用を積極的に進めるまち」は、決して高くはありませんが、情報通信技術が、これまで急速に発展してきた背景から、今後も新たな情報通信技術の普及がさらに進み、働き方や消費者行動など、日常生活の様々な場面で大きな影響を及ぼすことが想定されており、本市でも情報通信技術の発展への対応が必要とされています。他方で、デジタルディバイドへの対応や、高度な情報セキュリティの確保といったこれまでなかった対策も求められています。

防災、医療、福祉、産業、教育など様々な分野で、市民生活の向上や地域の発展に活用されることが期待されており、地域課題解決のため、地域のニーズに即した技術活用の検討が重要となってきます。

12 社会構造の変化への対応

新型コロナウイルス感染拡大により、これまでの社会構造は大きなターニングポイントを迎え、変革を迫られています。世界的に発達した交通ネットワークは、人々の遠距離移動を容易にするとともに感染症の世界的感染爆発という弊害も生み出しました。今後も既知の感染症のみならず、新たなウイルスや未知なる脅威との共生が求められています。

その一方で、感染防止を目的とした外出自粛は、テレワークやネット授業の急速な普及といった新たな標準を作り出しています。リアルがバーチャルによって置き換えられ、現地主義にとらわれない働き方や学び方が見直されることで、地方と都市との格差が小さくなるとともに、地方の持つ可能性の再考が必要とされています。

本市においてもこれまでの常識を見直し、地域の可能性を再考することで、新たな地域課題の発見と解決に取り組み、すべての人にとって真に豊かな社会を実現していくことが求められています。

基本構想

第1章 魚津市の将来都市像

将来都市像は、まちづくりを進めていくうえで、すべての市民が共有するまちのイメージを示したものであり、10年後の魚津市の姿を定めたものです。

～将来都市像～

ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津

元号「令和」の出典となった万葉集の編者、大伴家持は、魚津を題材とした短歌に「片貝の川の瀬清く行く水の絶ゆることなくあり通ひみむ」と残しています。魚津の水の清らかさ、豊かさはおよそ1,300年前の万葉の時代より変わりなく、現在も脈々と大地を潤し続けています。

この清らかな水とともに、魚津の歴史は積み重ねられてきました。歴史の中で、優れた先人たちが生まれ、自らの力を惜しみなく發揮し、互いを認め合い、協力してまちを発展させてきました。現在、私たちが豊かな暮らしを送ることができるのは、まちの発展のために、つくり、つなげてきた先人たちのおかげです。

私たちには、この恵まれた自然と歴史を未来につなぐとともに、新たな時代に合わせて都市としての魅力を磨き、輝くまちを次の世代に引き継いでいく責務があります。

新たな社会常識の到来や、急速に進展する国際化の中で、私たちを取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。先人たちがまちの発展のために力を合わせたように、私たちはこの変化に対応し、困難な状況にあっても市民一丸となり、幸せを感じられる真に豊かなまちを築いていきます。

過去から未来へ、魚津を愛するすべての人が誇りを持ち、夢を抱いて幸せな暮らしをつくり、つなぎ、輝かせていく「ふるさと 魚津」の主人公は私たちです。

第2章 将来人口

1. 定住人口

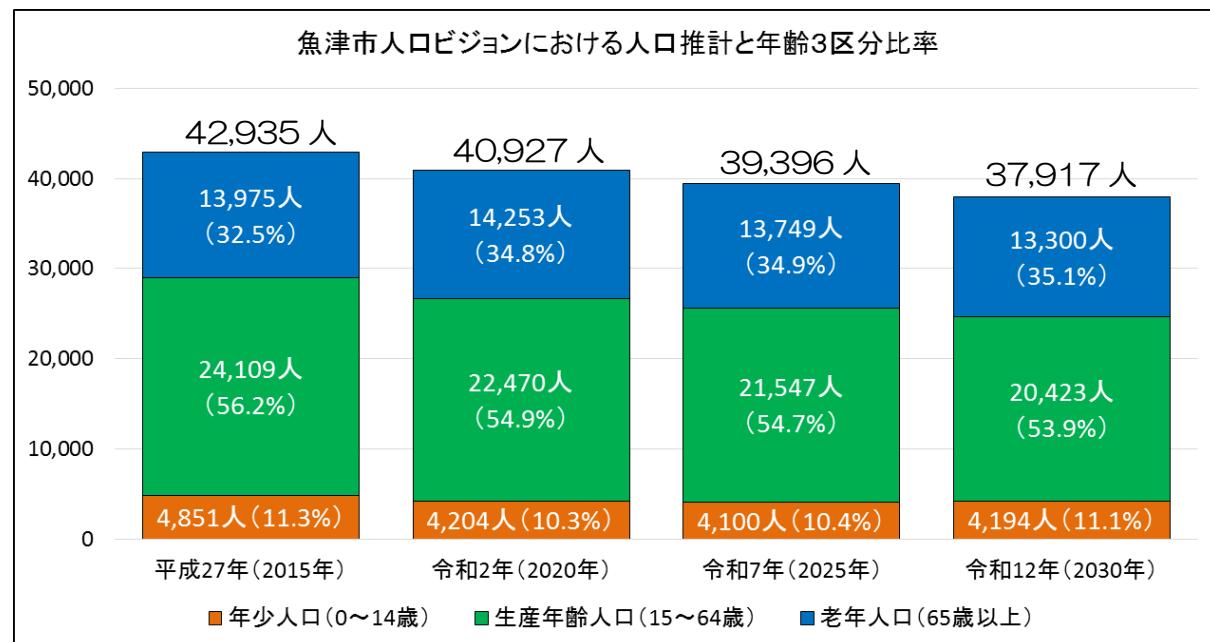
令和 12 (2030 年) 年に魚津市が目指すべき定住人口

38,000 人

本市の人口は、昭和 60 年の 49,825 人をピークに減少が続き、令和 2 年 10 月の本市の人口は、41,●●●人となっています。今後も人口減少は継続し、魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン令和 3 年改訂版（以下、「魚津市人口ビジョン」という。）の長期的展望の最終年度である令和 42 年（2060 年）の本市人口は、22,043 人（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計方法に準拠）と推計されています。これは国全体が人口減少時代に入っていることに加え、本市においては出生数が大きく減少するとともに、進学・就職等で本市を離れた若者の U ターン移動が少ないことが主な原因であると考えられ、これらに対応した取組を早急に行っていく必要があります。

魚津市人口ビジョンでは、令和 42 年（2060 年）において人口規模 3 万人を維持し、人口構造の若返りを目指すことを目標に掲げました。この目標を達成するため、合計特殊出生率の向上や若者の転出抑制・転入促進などの施策を同時並行かつ相乗的に進めることにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力あふれる魚津市を維持することとします。

これらの考え方即し、本計画の計画期間である令和 12 年（2030 年）に目指すべき人口規模を 38,000 人とし、人口減少対策にスピード感をもって取り組んでいきます。

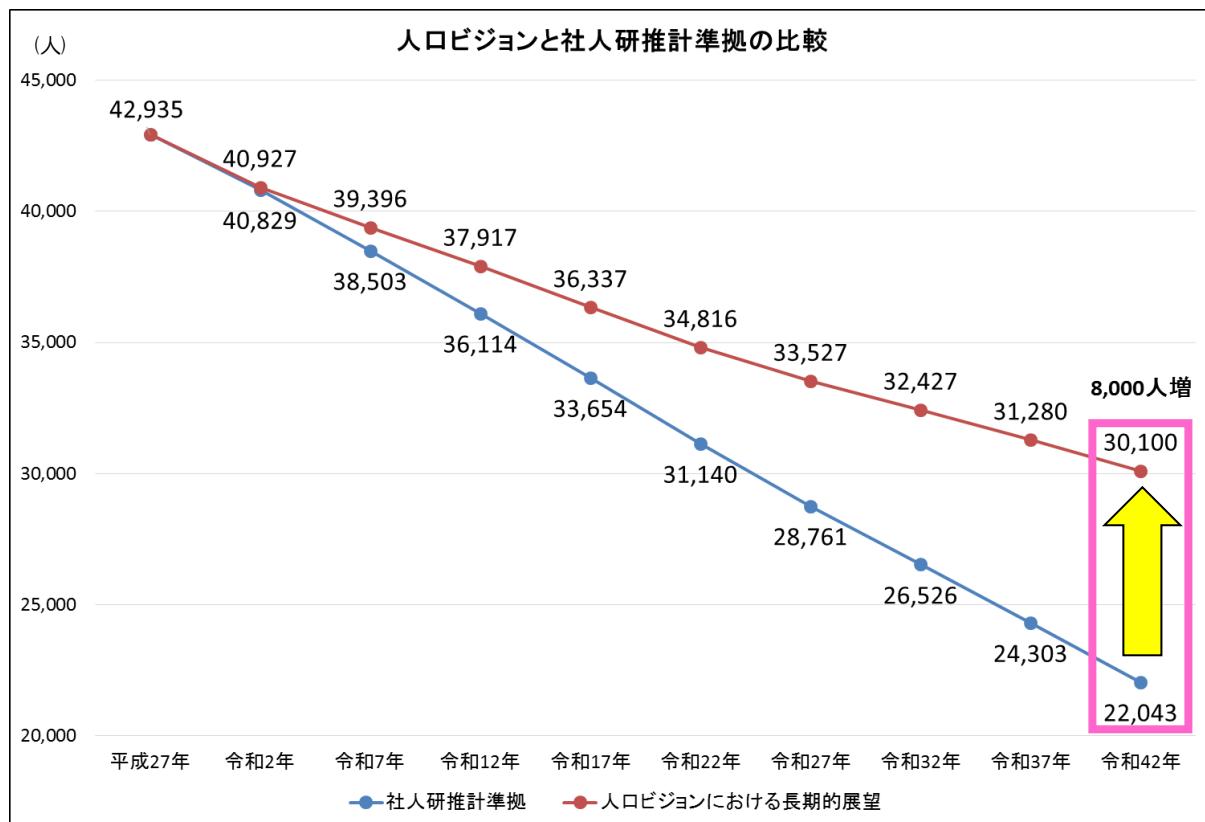


1 魚津市人口ビジョンにおける長期的展望

- ◎令和42（2060年）年に人口規模3万人を維持します
- ◎人口構造の若返りを目指します

2 長期的展望達成のための目標

- ・合計特殊出生率の段階的な上昇を目指します
 - ① 令和12年（2030年）に1.9程度を達成
 - ② 令和22年（2040年）に2.07程度を達成
 - ③ 令和22年（2040年）以降は2.07程度を維持
- ・若者の転出を抑制し、転入を促進します
 - ① 令和2年～令和7年（2020年～2025年）の5年間の社会減Oを達成
 - ② 令和7年（2025年）以降は毎年20人の社会増を達成



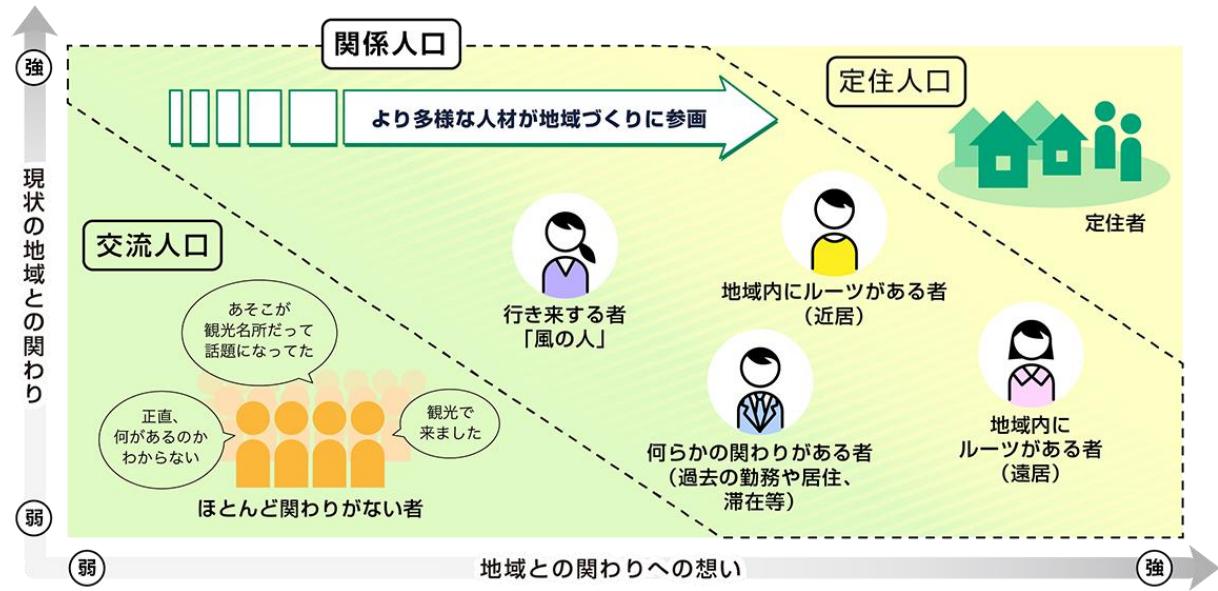
2. 関係人口

関係人口は、地域や地域の人々と多様に関わる者とされており、観光や通勤・通学のために本市以外から流入する交流人口と定住人口の中間として位置づけられています。関係人口の具体例としては、その地域にルーツがあり、近隣の市町村に居住する「近居の者」、その地域にルーツがあり、遠隔の市町村に居住する「遠居の者」、その地域にルーツはないが、過去にその地域での勤務や居住、滞在の経験を持つ「何らかの関わりがある者」、ビジネスや余暇活動、地域ボランティアをきっかけにその地域と行き来する「風の人」の4つに整理されています。

本市では、第4次総合計画において、定住人口と交流人口を加えた人口をまちづくり人口として設定し、本市で働き学ぶ団間人口や観光客を増加させることで、まちの活性化を図ってきたところです。

本計画においては、本市の魅力的な自然や文化といった地域の特性を生かし、本市への新しい入り口を作ることで、関係人口の創出・拡大を図るとともに、関係人口との協働によるまちのにぎわいづくりに取り組んでいくこととします。

本市に関わりを持つすべての人々が魚津市に対して誇りを持ち、多くの人々から注目を集める魚津市となるよう、関係人口の創出・拡大に努め、将来にわたって活力あふれる魚津市を目指します。



総務省関係人口ポータルより

第3章 分野横断的な視点

本市では、まちづくりの土台となる3つの視点をもとに、すべてのまちづくりの取り組みを進めることとします。

1 市民参画・協働

市民の価値観が多様化し、行政だけでは解決できない地域課題が増えてきている一方で、市民意識の成熟化が進み、様々なボランティア活動や地域活動等を通して市民がまちづくりに参加する機会が広がってきています。そのような状況の中で、情報提供及び共有の場をつくり、市民活動・市民協働参画への意識を更に高め、市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自覚を持てるような取組に努めます。また、市民と行政、地域と行政、企業と行政など、様々な形のパートナーシップを築きながら、それぞれが得意とする分野において役割を担い、市民参画・協働による自立したまちづくりを進めています。

2 持続可能なまちづくり

本格的な地方分権時代を迎え、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応していくためには、行財政運営の健全化が図られなければなりません。簡素で質の高い行政サービスの提供を基本としつつ、市民が夢と希望を持ち安心して暮らし続けることができるような政策実現に向けて、健全な財政基盤の確立と行政組織の最適化を図ります。その実現のため、公共施設マネジメント（総量抑制や有効活用）の着実な推進、ＩＣＴの活用をはじめとする業務の効率化、民間のノウハウや手法を活かしたサービス提供とコスト縮減などに努めます。こうしたことにより、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めています。

また、持続可能なまちづくりに必要な考え方として、SDGs（持続可能な開発目標）と地方創生の視点を取り入れます。SDGsの考え方は、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的とした地方創生の取り組みに必要不可欠であり、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とSDGsの目指す17のゴールを本計画の各施策を関連付けて、本計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していきます。

3 魅力的な地域資源の活用

本市には、東山円筒分水槽から洞杉群生地へとつながる水と豊かな自然を生かしたエリア、日本風景街道に登録された蜃気楼ロードを起点とする海岸エリア、松倉の山城を中心とした歴史文化エリアといった、3つの特色のあるエリアと、その中で培われてきた歴史・文化や産業、さらには地域で暮らす人々など、魅力的な地域資源が豊富に存在しています。こうした地域資源の魅力を全ての市民が共有しながら、観光や農林水産業、商工業などで活用し、地域産業の活性化に取り組みます。また、未来を担う子ども達へのふるさと教育や市民一丸となった自然環境の保全、新たな魚津応援団の獲得など、産業だけではなく、あらゆる分野で本市の持つ様々な地域資源を最大限に活用し、活力と個性あふれるまちづくりを進めています。

第4章 まちづくり目標

序論で示した主要課題に対応し、本市が目指す将来都市像「ともにつくる未来につなぐ人と自然が輝くまち魚津」の実現に向け、3つの目標を柱に、市民一丸となってまちづくりを進めます。

1 ともにつくるまち

市民一丸となって『ともにつくるまち』

新たな時代にふさわしい市民参画と協働の取組による持続可能な市政運営と地域づくりを進めるとともに、災害や犯罪のない安心につつまれた日々の暮らしを実現するため、市民・地域・企業・行政などあらゆる主体が一丸となった『ともにつくるまち』を目指します。

2 未来につなぐまち

命・健康・幸せを『未来につなぐまち』

安心して子どもを産み育てられる環境整備とたくましく心豊かな人材育成を図るとともに、全ての世代が健康で支え合いながら幸せを感じられる暮らしを実現することにより、命・健康・幸せを『未来につなぐまち』を目指します。

3 輝くまち

人の暮らしと産業が『輝くまち』

先人から受け継いだ魅力ある地域資源や地域特性を生かした産業基盤の底上げを図るとともに、快適な生活環境と活力あふれる都市形成を実現することにより、人の暮らしと産業が『輝くまち』を目指します。

第5章 政策

将来都市像の実現のための柱となる3つのまちづくり目標の実効性を確保するため、13の政策をもとに、まちづくりを推進します。

1 ともにつくるまち

政策1 市民が主人公のまちづくり

市民一人一人が地域に対する愛着や誇りを持ち、地域の身近な課題解決に主体的に取り組んでいける環境づくりを推進し、併せて地域のリーダーとなる人材育成に努めます。

男女の区別なく、誰もが個性や能力を十分に発揮でき、互いに尊重することのできる環境づくりに努めます。

また、本市の魅力ある地域資源を市内外へ発信するとともに、市政情報を市民目線でわかりやすく提供するため、多様な媒体を活用し、積極的な情報発信を行います。

施策 市民参画・協働の推進、情報の発信と共有

政策2 人と人がつながるまちづくり

様々な主体同士が、多様なパートナーシップを築き、それぞれが得意とする分野で役割を果たし、より多くの知見を取り入れたまちづくりの実現に向けて取り組みます。

未来の魚津を担う若者が住みたくなるきっかけづくりに取り組むとともに、魚津とのつながりを持つことを誇りに思えるまちづくりに努めます。

施策 多様な交流と連携の推進、定住対策の充実

政策3 安心・安全なまちづくり

災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう自主防災組織の活動支援を行うとともに、防災訓練や防災資機材の整備に取り組むなど、地域の防災力のさらなる向上に努めます。

また、犯罪の未然防止に向けた環境づくりに努めるとともに、市民一人一人の防犯意識を高める取り組みを推進します。

さらに、子どもや高齢者が安全に通行できる歩行者空間の確保に努め、安全で安心な交通環境の整備実現のため、交通事故の実態に対応した道路安全対策に取り組んでいきます。

施策 災害等危機管理体制の充実、日常生活の安全確保

政策4 環境に配慮したまちづくり

まちにうるおいと安らぎを与える水と緑を守り、次の世代へとつないでいくため、市民一人一人の環境問題に対する意識を高め、自然環境の保全と持続可能な循環型社会の形成に取り組むとともに、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」に挑戦します。

また、清潔で美しい生活環境やまちの美観を維持するため、公害防止対策やまちの美化活動に取り組むとともに、空家・空地の予防や適正管理の啓発を行います。

施策 水と緑の保全と活用、快適な生活環境の保全、地球温暖化防止対策・循環型社会の構築

政策5 効率的で柔軟なまちづくり

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の循環により推進される行政運営システムの確立を図るとともに、事務事業全般において、常にコスト意識を持ち、新しい時代に即した柔軟な行財政運営を推進します。

また、県や近隣自治体との情報交換と連携を図りながら、広域的な視点に立った行政運営に取り組み、市民の利便性の向上と地域の活性化につなげます。

さらに、多様化する市民ニーズに対応するため、固定観念や組織の枠にとらわれることなく、行政課題の解決に積極的に取り組み、市民から信頼される市役所となるよう努めます。

施策 持続可能な行財政経営の推進

2 未来につなぐまち

政策6 安心して産み育てられるまちづくり

誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組むとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した子育て環境の整備に努めます。

また、妊娠中、産後及び乳幼児期における健康診査等の体制を整え母と子の健康づくりを支援するとともに、個々の家庭環境に応じて困りごとを相談できる体制を整えます。

さらに、子どもを欲しいと願うすべての市民の希望実現のため、子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、子育て家庭を支援するための多様な保育サービスなど各種取組の充実や子どもが安心して活動できる環境の整備を図り、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりに取り組みます。

施策 切れ目のない子育て支援の推進、子育て環境の整備

政策7 誰もが学び豊かな心を育てるまちづくり

ふるさとに愛着をもちグローバルに活躍できる人材の育成を目指します。そのため、教育の質の向上及び一層の教育環境の充実に取り組みながら、子どもたちの豊かな心、確かな学力、健やかな体を育んでいきます。

また、世代を問わず生涯学ぶことができる環境整備に取り組むとともに、郷土の自然・歴史・文化に対する愛着や誇りを育むふるさと教育の推進に努め、地域に貢献できる人材の輩出・確保につなげていきます。

さらに、芸術文化・スポーツの振興により、うるおいと活力を感じができるまちづくりに取り組みます。

施策 学校教育の充実、生涯学習の推進、芸術文化・スポーツの振興

政策8 支え合いと寄り添いのまちづくり

医療や介護が必要になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、医療・介護・予防・生活支援等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進していきます。

また、障がいのあるなしにかかわらず、市民のだれもが安心して暮らすことができる環境づくりを推進するとともに、支援を必要とする人の声に耳を傾け、互いに支え合い、困っている人に寄り添うことができる地域づくりに取り組みます。

持続可能な社会保障制度の運営に努め、真に支援を必要とする人々が適切な支援を受けられるような体制を維持します。

施策 高齢者の生活支援の充実、障がい者・生活困窮者の自立支援の促進、地域で支えあう福祉社会の推進、社会保障制度の適切な運営

政策9 いつまでも健やかなまちづくり

子どもから高齢者まで市民一人一人が生活習慣の改善や健康の保持増進に取り組める環境づくりを推進し、心と体が健康で充実した生活を送ることができるよう取り組みます。

また、高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験と知識を活かし、地域社会の一員として多様な活動ができるよう、活躍の場の確保に取り組み、一層の健康寿命の延伸に努めます。

さらに、市民が生涯にわたってスポーツやレクリエーションを楽しむことができる社会の実現を目指し、ライフステージに応じたスポーツ施策に取り組み、いつまでもいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

施策 健康づくりの推進、いきいきとしたライフスタイルの実現

3 輝くまち

政策 10 魅力発信と交流のまちづくり

地域の観光資源にさらに磨きをかけて、魚津の魅力を広く国内外に発信し、豊かな自然や歴史・文化を体験できる体験型観光や産業観光を充実させて本市を訪れる人を増やします。

併せて、多くの人々が訪れる祭りやイベントの開催を支援するとともに、観光案内の充実とおもてなし意識の醸成に取り組みます。

また、近隣自治体と連携し、インバウンド事業をはじめとする広域観光を推進するため、受入態勢の充実を図り、来訪者の満足度を高めます。

施策 観光の振興

政策 11 新たな価値と活力を創出するまちづくり

魅力あふれる地域の自然を生かし、既存ブランドの一層の価値向上と新たな特産品の開発を進め、市外に向けて魚津の農林水産業の魅力を力強く発信するとともに、担い手確保のための取組みを進めています。

また、中小企業が安定的に経営を続けるための支援をするとともに、新規創業や企業立地を促す取組を進めています。

特に、若年者や女性が働きやすい環境を整備するとともに多様な働き方を支援し、雇用機会の充実につなげます。

施策 農業の振興、林業の振興、水産業の振興、工業・商業の振興、雇用・労働環境の充実

政策 12 安らぎとにぎわいのまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行を見据え、人口構造の変化に対応し、生活サービス機能の維持と持続可能な都市づくりを実現するため、中心市街地への居住や都市機能の集約を目指すコンパクトなまちづくりを進めています。

また、美しい縁と都市景観の調和を図り、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを進め、にぎわいを創出し、世代を問わず人々がまちに集える環境づくりを推進します。

施策 うるおいと縁のあるまちの形成、中心市街地のにぎわいの創出

政策 13 快適で住みやすいまちづくり

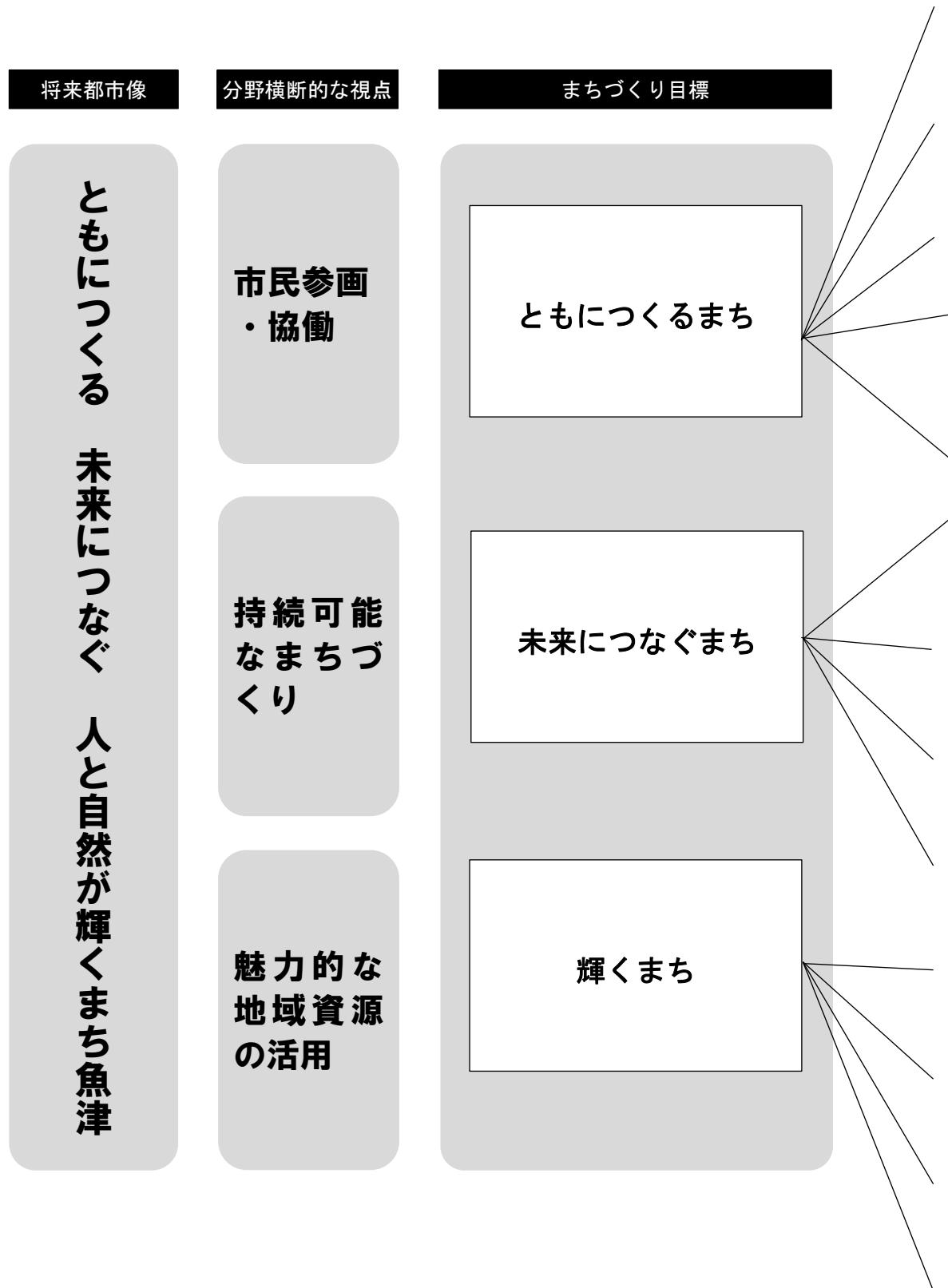
安心・安全な暮らしを守るため、多様な自然災害リスクへの対応とあわせ、各種災害に強く回復力のある強靭なまちづくりを推進します。

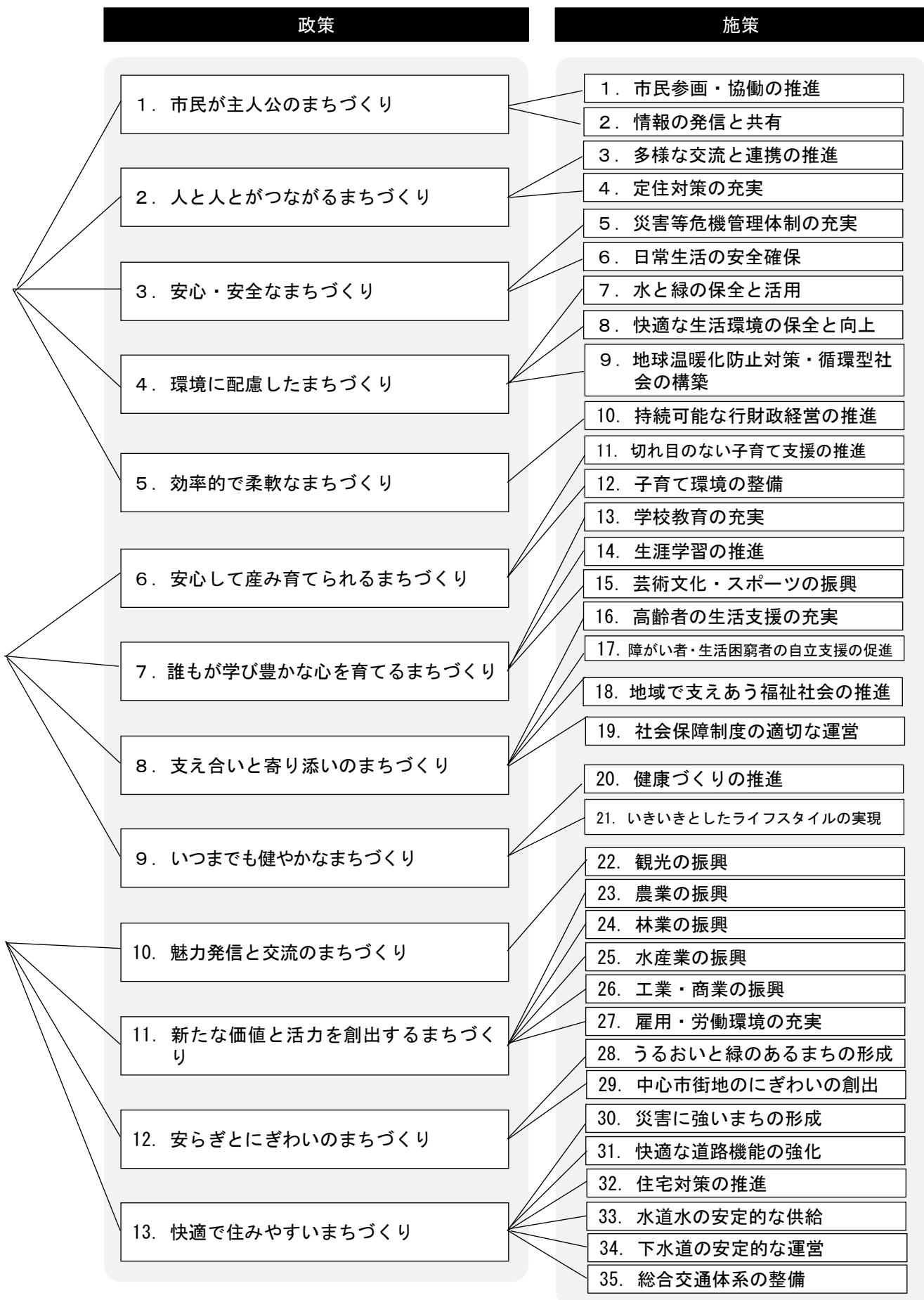
また、快適な生活環境維持のため、道路機能の強化や住宅施策の推進、上下水道施設の適切な維持管理と、安定な事業運営に引き続き取り組みます。

さらに、身近な公共交通として生活の足となる鉄道・バス運行事業の維持確保と利便性の向上に努めます。

施策 災害に強いまちの形成、快適な道路機能の強化、住宅対策の推進、水道水の安定的な供給、下水道の安定的な運営、総合交通体系の整備

第6章 目標を達成するための施策体系





第7章 土地利用の方針

1. 基本的な考え方

本市では、人口減少社会や少子高齢化社会の進行などに対応するため、市民誰もが暮らしやすい都市機能集約型の中心市街地の形成を目指します。

また、産業構造の変化や定住・移住の促進などに対応するため、用途地域の見直しや低末利用地の有効活用、空家・空地の利活用などによる計画的な土地利用を目指すとともに、都市を取り巻く豊かな自然環境との調和を保つため、用途地域外においては、バランスの良い土地利用の配分と規制・誘導による無秩序な開発を抑制し、住み慣れた土地で快適に暮らせる住環境の維持・整備を目指します。

2. ゾーン区分別の土地利用の方針

1 高次都市機能コアゾーン

用途地域が指定されている地域及びその周辺を「高次都市機能コアゾーン」に位置付けます。行政、医療・福祉、商業、教育、観光機能などを集約し、市民誰もが快適に暮らすことができる都市機能集約型のまちづくりを推進します。また、以下のように細分化するとともに、魚津市立地適正化計画による都市機能誘導区域及び居住誘導区域に都市機能施設や居住機能の誘導を図ります。

(1) 既成住宅地区

道路、公園等の整備や消防水利の充実に努め、密集住宅地の解消などにより、災害に強く、緑豊かなまちづくりを推進します。

(2) 商業・業務集積地区

定住・移住を促進するため、都市基盤の整備、良好な都市景観の形成、魅力ある商業・業務施設の集積による賑わいのある空間を創出します。

(3) 産業交流地区

既存の観光資源の機能充実を図るとともに、広く内外に発信し、恵まれた自然環境を生かしながら賑わいのある交流拠点の形成を図ります。

(4) 都市内工業地区

既存工場の環境改善を図るため、緑に囲まれた自然環境豊かな立地基盤の整備促進に努めます。

2 都市的生活ゾーン

国道8号以西の住宅地を形成する一帯を「都市的生活ゾーン」に位置付けます。既存の生活基盤の活用や中心市街地との近接性を生かした計画的な土地利用の推進などを行うとともに、地区計画や建築協定等の導入による密集住宅地の解消や生活に安らぎを与え活力を生み出す都市公園及び文化・観光施設の整備や保全に努めながら、良好な住宅地の形成を図ります。また、人口減少社会に対応し、用途地域内外における土地利用区分の明示と建築物等の適正な立地誘導により、都市機能集約型のまちづくりを推進します。さらに、以下のように細分化します。

(1) 既成住宅地区

密集住宅地の解消や空家・空地の利活用など、居住環境の維持・向上を図っていきます。

(2) 新住宅地区

急速な市街化の進展が予測されるため、土地利用の規制・誘導による無秩序な宅地開発の防止や、既存優良農地との調和に努めます。また、建築協定や緑地協定等の導入により、緑化されたゆとりある居住空間の形成を図ります。

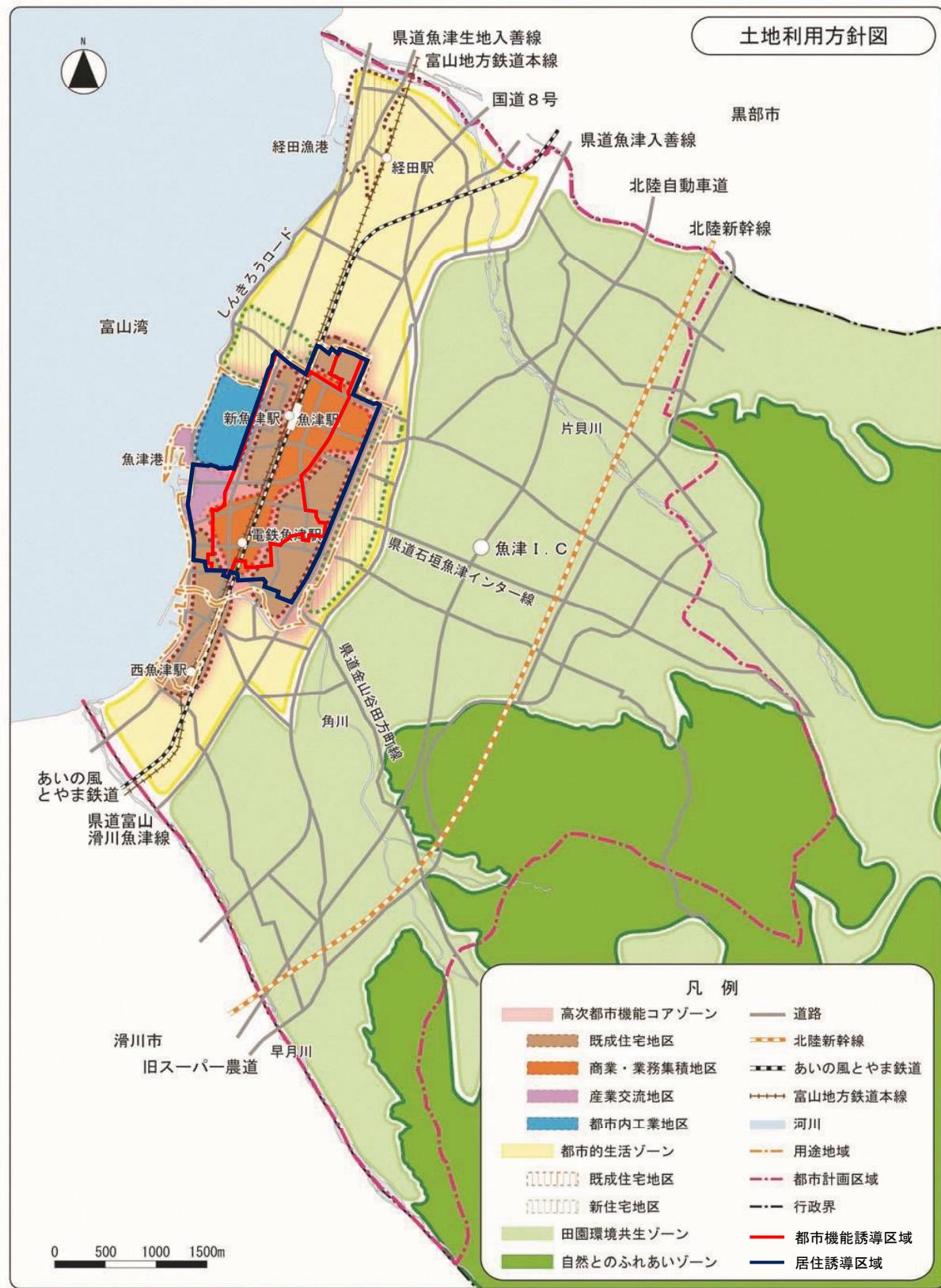
3 田園環境共生ゾーン

国道8号以東の丘陵地（扇状地）を「田園環境共生ゾーン」に位置付けます。田園や自然環境を生かしながら住み慣れた土地で快適に暮らせるように、道路、上下水道等の生活基盤の充実による、居住性の維持を図ります。また、優良な農用地の保全に努め、無秩序な開発の抑制のもと、住宅用地と農用地などのバランスの良い土地利用の配分により、自然と共生した土地活用を図ります。

4 自然とのふれあいゾーン

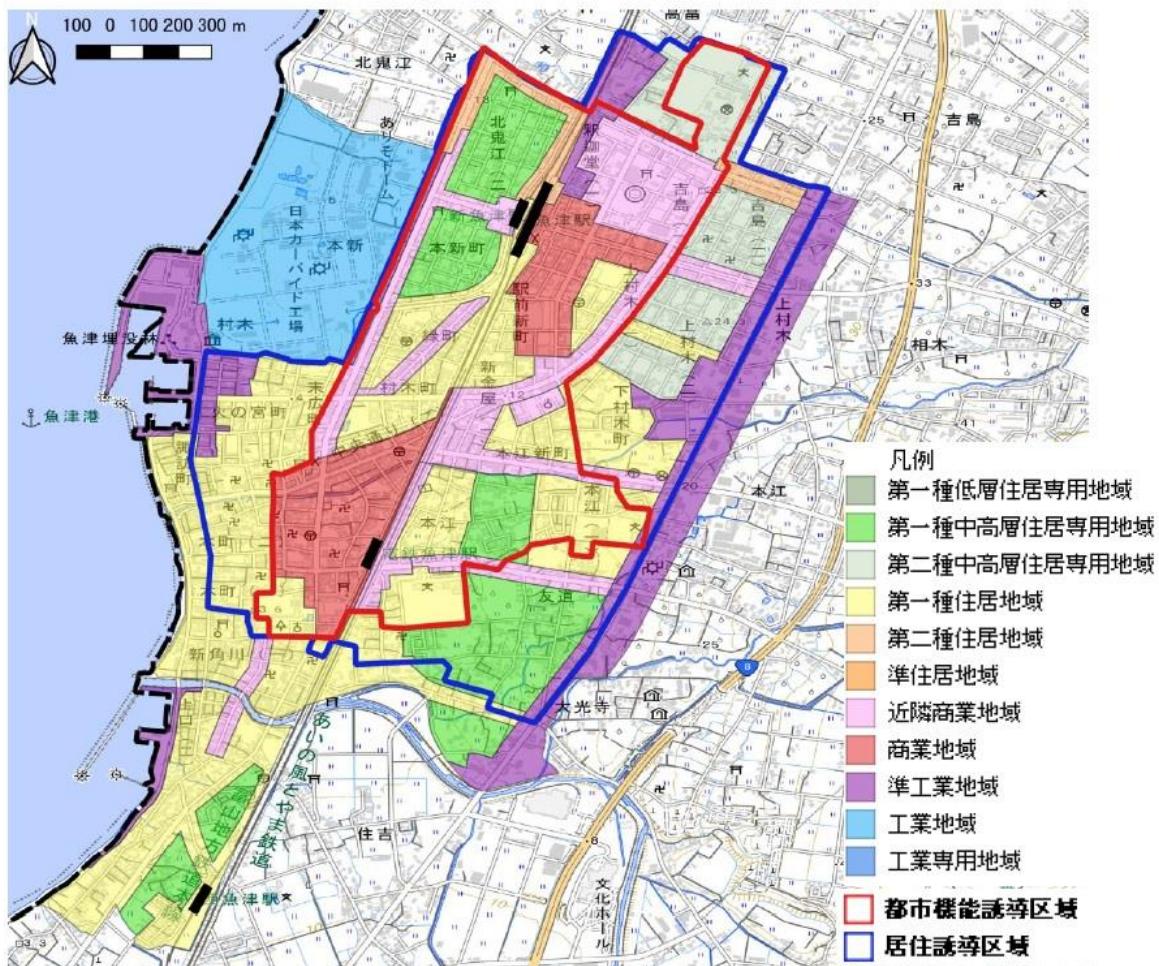
縁豊かな山地が連なる一帯を「自然とのふれあいゾーン」に位置付けます。住み慣れた土地で快適に暮らせるよう、道路、上下水道等の生活基盤の充実により、集落地の居住性維持を図ります。また、豊かな自然の保護と環境の維持に配慮するとともに、健康で豊かな人間性を育むリエーションエリアとして、自然や歴史に触れ、学び、憩える場となる空間の創出を図ります。

土地利用方針図



※「魚津市都市計画に関する基本的な方針（魚津市都市マスタープラン）」及び「魚津市立地適正化計画」を基に作成

誘導区域図



※「魚津市立地適正化計画」を基に作成

第8章 総合計画とSDGsの関係性

“持続可能なまちづくり”実現に向け、本計画とSDGsを一体的に推進します。

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するための目標として、2015年9月の国連サミットで採択され、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成されています。

法的な拘束力はありませんが、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、地方自治体においてもSDGsに向けた取組が求められ始めています。

本市においても持続可能なまちづくりに必要な考え方として分野横断的に取組を推進していきます。



《5つの特徴》

- ◇**普遍性**：先進国を含めて、すべての国が行動
- ◇**包摂性**：人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ◇**参画型**：すべてのステークホルダーが役割を
- ◇**統合性**：社会・経済・環境に統合的に取り組む
- ◇**透明性**：定期的にフォローアップ

《5つの要素》

- ◇**PEOPLE** 人間
- ◇**PROSPERITY** 豊かさ
- ◇**PEACE** 平和
- ◇**PARTNERSHIP** パートナーシップ
- ◇**PLANET** 地球

持続可能な世界を実現するための 17 の目標とその内容

| | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 貧困をなくそう  | 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる | 10 人や国の不平等をなくそう  | 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国家間の不平等を是正する |
| 2 飢餓をゼロに  | 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する | 11 住み続けられるまちづくりを  | 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する |
| 3 すべての人に健康と福祉を  | すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する | 12 つくる責任 つかう責任  | つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する |
| 4 質の高い教育をみんなに  | 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する | 13 気候変動に具体的な対策を  | 気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう  | ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女子のエンパワーメントを行う | 14 海の豊かさを守ろう  | 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する |
| 6 安全な水とトイレを世界中に  | 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する | 15 陸の豊かさも守ろう  | 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  | エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する | 16 平和と公正をすべての人に  | 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的制度の構築を図る |
| 8 働きがいも経済成長も  | 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する | 17 パートナーシップで目標を達成しよう  | パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  | 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、およびイノベーションの拡大を図る | | |

第9章 総合計画と総合戦略の関係性

人口減少対策に特化した取組を定めた総合戦略を重点施策として総合計画に位置づけます。

総合計画は、本市の最上位計画であり、市の全般的な施策展開や基本的な方向性を定めているものであるのに対し、総合戦略は、人口減少対策に特化した取組を定めたものです。本市において、人口減少対策は喫緊の課題であり優先的に取り組むべき施策・事業です。そこで、総合戦略を総合計画における重点施策として位置づけます。重点施策は、基本構想に掲げる将来都市像を実現するため、計画期間中に重点的かつ優先的に取り組む施策・事業となるものです。まちづくりの根幹となる人口の減少を抑制し、持続可能なまちづくりの達成に向けた取組を推進していきます。

【総合計画と人口ビジョン・総合戦略の関係性】

